

広島県障害者自立支援協議会  
「広島県障害者差別解消  
支援地域協議会」  
令和 4 年度報告

令和 5 年 3 月

## もくじ

はじめに	1
第1 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について	3
第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について	8
第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について	13
第4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について	28
第5 協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について	51
参考資料1 令和4年度広島県あいサポート運動企業・団体表彰について	53
参考資料2 令和4年度あいサポートアート展の開催について	54
参考資料3 あいサポート企業・団体通信について	56
その他の参考資料及び情報提供事項一覧	58
令和4年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会委員名簿	59

## はじめに

本報告書は、広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「広島県障害者差別解消支援地域協議会」（以下「協議会」という。）における令和4年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

当協議会への付託事項は、次の項目である。

### ○ 障害者差別解消法施行後の対応について

#### ◆協議会開催状況

開催日程	議題
第1回 令和4年11月4日 (web会議)	(1) 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について (2) 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について (3) 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について
第2回 令和5年3月3日 (web会議)	(1) 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について (2) 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について (3) 県及び市町の相談窓口において対応した相談の状況について (4) 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

第1 広島県における障害者差別解消法施行後の対応状況について

1. 相談件数（令和5年1月末まで）

平成28年4月から健康福祉局障害者支援課内に専門の相談員を配置し、障害者及びその家族や事業者等からの相談に応じるとともに、相談事例の紛争の防止又は解決を図るための関係機関との連絡・調整等を行っている。

令和5年1月末時点の相談件数は、前年1月末と比べて増加している。

○区分 (単位：件)

年度	障害を理由とする 不当な差別的取扱い	合理的配慮 の不提供	計
令和4年度（1月末）	3	22	25
令和3年度（1月末）	2	10	12

○相談方法 (単位：件)

年度	電話	面談	電子メール	手紙	FAX	他	計
令和4年度（1月末）	17	4	4	0	0	0	25
令和3年度（1月末）	9	2	0	1	0	0	12

○障害種別 (単位：件)

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R4	1	6	1	7	0	0	0	2	0	4	0	1	1	0	2	25
R3	0	3	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3	1	0	1	12

※R3年度、R4年度ともに1月末時点の件数

○場所 (単位：件)

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R4	6	4	2	2	4	2	1	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0	25
R3	3	1	1	1	2	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	12

※R3年度、R4年度ともに1月末時点の件数

《対応状況》

○適宜、関係機関等に情報提供するとともに、必要な対応を依頼している。

## 2 合理的配慮の提供に関する情報提供件数（令和5年1月末まで）

### ○情報提供件数（単位：件）

年度	合理的配慮の提供
令和4年度（1月末）	7
令和3年度（1月末）	4

### ○情報提供方法（単位：件）

年度	電話	面談	電子メール	FAX	その他	計
令和4年度（1月末）	1	6	0	0	0	7
令和3年度（1月末）	0	4	0	0	0	4

### ○障害種別（単位：件）

年度	視覚障害	聴覚障害	盲ろう	肢体不自由	構音障害	失語症	高次脳機能障害	内部障害	重症心身障害	知的障害	発達障害	精神障害	難病	その他	不明	計
R4	1	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
R3	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	4

※R3年度、R4年度ともに1月末時点の件数

### ○場所（単位：件）

年度	行政機関	公共施設	交通機関	職場	福祉施設・事業所	医療機関	学校・教育施設	ホテル・旅館	スーパー・小売店	レストラン・飲食店	レジャー・娯楽施設	金融機関	不動産業者	警察・裁判所	災害避難場所	その他	不明	計
R4	1	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	7
R3	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4

※R3年度、R4年度ともに1月末時点の件数

### 3 啓発活動の取組

障害者差別解消法に関する普及啓発を図るため、講演、会議、出前講座等により、県民、障害福祉事業者、障害福祉団体、民間企業、市町、県職員等に対して説明や情報提供を行うとともに、市町等に対して、啓発活動への取組を要請している。

#### ア 令和4年度の取組

	企業・団体名	内容
1	株式会社ユーホー	障害者差別解消法普及啓発協力 ヘルプマーク周知協力 あいサポート運動協力依頼 その他合理的配慮に関する積極的な取り組みのお願い等
2	株式会社アペックスインターナショナル	
3	福山ハローワーク	
4	万惣株式会社	
5	福留ハム株式会社	
6	福山高等技術専門校	
7	JFE スチール株式会社	

あいサポート運動出前講座の様子 講師:広島県手をつなぐ育成会 あび隊のみなさん



ヘルプマークの啓発や障害者への理解、支援や配慮、障害者差別解消法について等の説明

#### イ ヘルプマーク・ヘルプカード等の配布

障害のある方を支える「あいサポート運動」の取組として、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、配慮や援助を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることにより、援助が得やすくなるマークとして、東京都が作成した「ヘルプマーク」の普及促進に取り組んだ。

区分	配布部数
ヘルプマーク	26,527 個 (R4.6月末時点)
ヘルプカード	22,525 枚 (R4.6月末時点)

#### ウ 企業等へ訪問し、障害者差別解消法の啓発及び対応依頼

障害者差別解消法における、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供についての事例提供を行った。

また、職員等への研修等、周知をお願いするとともに、県民に対する適切な対応をお願いした。

企業・団体を訪問し、協力依頼等を実施しました。

	企業・団体名	内容
1	特定非営利活動法人 介護支援さくら会	普及・啓発協力等 腎友会会員へ情報提供
2	三島食品株式会社	普及・啓発協力等
3	広島県運転免許センター	普及・啓発協力等
4	広島盲ろう者友の会	普及・啓発協力等



令和5年1月6日 広島県運転免許センター  
◆ 掲示  
1階入り口のラック・フロアカウンター等



情報提供(好事例)

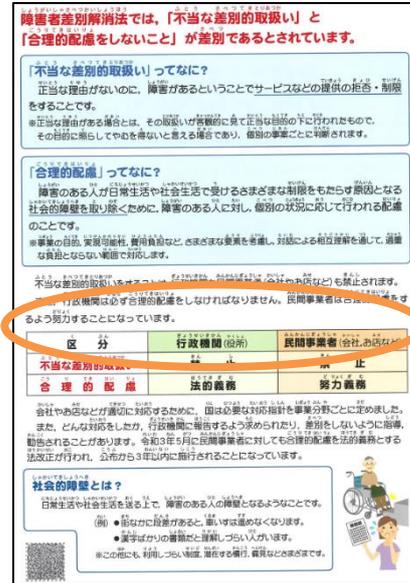
- 広島県運転免許センターで実施されている、高齢者を対象とした認知機能検査動画には、「字幕」・「手話通訳」を表示し、聴覚障害者等に対して合理的配慮の提供がある。手話はスクリーンの1/2サイズで表示される。(画像提供: 運転免許センター)



●パンフレット「知っとる？ 障害者差別解消法」(広島県作成)

啓発用パンフレット「知っとる？ 障害者差別解消法」の増刷を行いました。(令和4年12月)

- ・令和3年5月の法改正を受け、一部更新した内容で作成しました。  
更新箇所:1 ページ目(下記画像右側)



令和3年5月に民間事業者に対しても合理的配慮を法的義務とする法改正が行われ、公布から3年以内に施行されることになっています。

内閣府



※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第56号。令和3年6月4日交付)

## 第2 各市町における障害者差別解消法に基づく取組状況について

### 1 職員対応要領の策定状況（令和5年1月末時点）

市町名		①：策定状況	②：①が“策定予定”の場合、その時期	③：①が“策定済み”の場合、策定日付
1	広島市	策定済み		平成28年3月24日
2	呉市	策定済み		平成28年2月2日
3	竹原市	策定済み		令和2年3月1日
4	三原市	策定済み		平成28年3月31日
5	尾道市	策定済み		平成28年4月1日
6	福山市	策定済み		平成28年3月14日
7	府中市	策定済み		平成28年3月15日
8	三次市	策定済み		平成28年4月1日
9	庄原市	策定済み		平成29年4月1日
10	大竹市	策定済み		平成29年10月20日
11	東広島市	策定済み		平成28年4月1日
12	廿日市市	策定済み		平成28年4月1日
13	安芸高田市	策定済み		平成28年3月30日
14	江田島市	策定済み		平成28年10月1日
15	府中町	策定予定	令和4年度中	※令和4年3月に開催予定の市町協議会において、諮問済。
16	海田町	策定済み		平成30年9月1日
17	熊野町	策定済み		平成28年4月1日
18	坂町	策定済み		平成28年4月1日
19	安芸太田町	策定済み		平成28年12月1日
20	北広島町	策定済み		平成28年7月1日
21	大崎上島町	策定済み		平成29年1月1日
22	世羅町	策定済み		平成28年4月1日
23	神石高原町	策定済み		平成28年3月10日

#### 《策定状況》

区分	R4.10.1 時点	R5.1 末時点
策定済み	22	22
策定予定	1	1

## 2 障害者差別解消支援地域協議会の設置・開催状況（令和5年1月末時点）

市町名	② 設置日付	②令和4年度開催状況（予定）及び協議内容
1 広島市	平成28年9月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年7月7日 開催</li> <li>議題1 本市における障害者差別解消のための取組について</li> <li>議題2 障害者差別解消法に係る相談実績・全庁取組状況について</li> <li>議題3 「みんなのお店ひろしま」宣言制度の実施状況について</li> <li>議題4 広島市障害者差別解消推進条例の見直し検討について</li> <li>議題5 その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年10月18日 開催</li> <li>議題1 広島市障害者差別解消推進条例の見直しに係る論点の整理について</li> <li>議題2 事業者向けアンケートについて</li> <li>議題3 条例の見直しに向けたスケジュールについて</li> <li>議題4 その他</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年2月14日 予定</li> </ul>
2 呉市	平成30年7月1日	令和5年3月（実施予定）
3 竹原市	平成29年4月1日 自立支援協議会で対応	令和5年3月9日（実施予定）
4 三原市	平成30年4月1日	令和4年7月21日開催 相談件数等報告、啓発等活動報告、事例検討
5 尾道市	自立支援協議会（権利擁護部会）で対応	7月7日（木）：パンフレットの設置状況報告、活動計画協議等 11月30日（水）：合理的配慮等の相談内容の共有等 2月下旬予定
6 福山市	平成28年7月26日 障がい者総合支援協議会（権利擁護支援部会）で対応	5月31日（火）、9月6日（火）、11月15日（火）、1月17日（火）
7 府中市	平成29年3月1日	開催なし
8 三次市	平成28年2月25日 障害者支援協議会の下部組織として差別解消支援部会の設置を承認	5/13 今年度の啓発活動について協議 10/12 出張講座について報告 啓発活動のあり方について意見交換 避難行動計画について情報共有
9 庄原市	令和元年11月7日	未定
10 大竹市	平成29年4月1日	開催なし。（令和5年2月か3月に開催予定）
11 東広島市	平成28年12月28日	令和5年3月開催予定（詳細未定）
12 廿日市市	平成30年1月25日	令和5年3月17日開催予定

13	安芸高田市	平成 29 年 3 月 1 日 自立支援協議会権利擁護部会がその機能を持つことで対応	4/13…今年度の取組検討、事例検討 6/9…今年度の協議内容、事例検討 9/13…JR への要望書内容検討 11/9…民生委員の業務について勉強会、JR への要望書の現状について、部会への当事者参加検討、障害者の権利の周知について 2/8(予定)…JR からの要望書の回答書を受けての検討
14	江田島市	平成 28 年 12 月 8 日 地域自立支援協議会内の権利擁護部会において、差別解消支援部会の設置を承認	障害者差別解消支援地域協議会は地域自立支援協議会（権利擁護部会）に位置づけて設置している。 権利擁護部会の開催 令和 4 年度 3 回実施 今年度のメインテーマ：障害者虐待防止について、事業所での事例や取り組みについてアンケートをし、意見・情報交換をした。
15	府中町	平成 30 年 2 月 1 日 自立支援協議会においてその機能を持つことで対応	自立支援協議会を地域協議会と位置づけ令和 5 年 3 月に開催予定。
16	海田町	海田町地域自立支援協議会で対応(要綱改正 H28. 4. 25)	令和 4 年 3 月 23 日（水）（実施予定）：障害者差別解消法について
17	熊野町	平成 29 年 2 月 9 日 自立支援協議会で対応	令和 4 年 12 月 8 日（木）開催 熊野町地域自立支援協議会における同時開催
18	坂町	平成 29 年 4 月 1 日 自立支援協議会で対応	未定
19	安芸太田町	自立支援協議会においてその機能を持つことで対応	自立支援協議会においてその機能を持つことで対応
20	北広島町	平成 28 年 6 月 23 日 （自立支援協議会で対応）	令和 5 年 3 月（実施予定）
21	大崎上島町	自立支援協議会で対応	自立支援協議会で対応
22	世羅町	自立支援協議会(権利擁護部会)においてその機能を持つことで対応	開催日：令和 4 年 10 月 24 日（月） 協議内容：障害者の消費者トラブル被害を防ぐために（総務課より）、県内の障害者虐待の状況等について、障害者差別解消法の説明、法改正について、事例動画の視聴、県内相談事例の紹介、学校現場における合理的配慮の提供について（教育委員会より）
23	神石高原町	平成 29 年 4 月 1 日 自立支援協議会で対応	令和 5 年 3 月 7 日

#### 《設置状況》

区分	R5.1 月末時点
設置済み	23

※協議会委員からの提言により、令和 4 年度に市町協議会の状況を名簿により、確認した。  
市町協議会の効果的な活用については、内閣府からの助言もあることから、今後も様々な機会を通じて、市町への働きかけを継続していく。

### 3 令和4年度 普及啓発等の取組

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
広島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県民，障害者団体，関連事業関係者向け出前講座の実施</li> <li>● 県主催の研修において，障害者差別解消パンフレットおよびヘルプマークのチラシを配布し合理的配慮の普及啓発</li> <li>● あいサポート運動企業・団体へ「あいサポート通信」による情報発信及び企業・団体訪問</li> </ul>
広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市職員向け「障害者差別解消法及び広島市障害者差別解消推進条例と職員対応要領について」eラーニング研修の実施</li> <li>● 市職員向け障害者差別解消法研修会</li> <li>● 疑似体験研修</li> <li>● 市政出前講座</li> <li>● 広島市障害を理由とする差別の解消に向けたシンポジウムの開催</li> <li>● ユニバーサルマナーセミナー</li> <li>● 「みんなのお店ひろしま」宣言制度普及啓発活動</li> </ul>
呉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発パンフレットの配布</li> <li>● 新入職員研修での説明</li> <li>● 市役所庁舎LANへの相談事例等の提示による啓発及び事例共有</li> <li>● 民生委員や市民，子ども向けに出前講座を開催</li> <li>● 市広報誌に特集記事を掲載</li> <li>● 手話言語条例，情報コミュニケーション条例に関する施策推進に当たり，当事者や関係団体との意見交換会を開催する。</li> </ul>
竹原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページによる周知</li> <li>● 広報紙・自立支援協議会会議で周知</li> </ul>
三原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 差別解消法出前講座</li> <li>● 障害者週間イベント 理解啓発のために街頭キャンペーン，ワークショップ，ハンドサインカフェ，ペアレントカフェ，アート展等を実施した。</li> </ul>
尾道市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規採用職員研修において，法の趣旨，合理的配慮について研修を実施</li> <li>● 市民や事業所向けの出前講座</li> <li>● 啓発パンフレットの配布</li> </ul>
福山市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民向け出前講座の実施</li> <li>● 庁内研修（新採用職員研修，新任管理者研修）での周知</li> <li>● 作成した障害者差別解消法についての啓発パンフレットの配布</li> <li>● 市広報誌，ホームページによる啓発</li> </ul>
府中市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 窓口に啓発パンフレットを設置</li> </ul>
三次市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規採用職員研修で障害者差別解消法を説明</li> <li>● 出張講座2件（高齢者福祉施設ケアマネ・精神障害ボランティア）合理的配慮について</li> <li>● 民生委員協議会（東部）へ合理的配慮について</li> <li>● 小学校へ障害のある方の話</li> <li>● ケーブルテレビで就労支援事業所，作品等を紹介し，障害者への理解を深めた。</li> <li>● あいサポートアート展で障害者への理解を深めた。</li> </ul>
庄原市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 啓発パンフレットの窓口設置</li> <li>● 庄原市障害者福祉ハンドブックへの掲載，市ホームページによる周知</li> </ul>
大竹市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市広報（年3回）普及啓発の記事掲載</li> </ul>
東広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出前講座の実施</li> <li>● イベント等におけるリーフレット等の配布</li> <li>● 市職員（新採職員）に対して，障害者差別解消法についての研修</li> <li>● 庁内フォルダへ職員対応要領を掲載し職員に周知</li> <li>● 予算編成時，合理的配慮（障害者差別解消法）について職員へ庁内メールで周知</li> <li>● 東広島市障害者差別解消支援地域協議会の開催</li> </ul>

区分	取組内容（実施予定の取組を含む）
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい特性を掲載したパンフレットの活用や広報紙・ホームページへの掲載などによる周知</li> <li>●自立支援協議会を通じ、障がい当事者からの合理的配慮好事例の収集及び紹介など</li> </ul>
安芸高田市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報紙、ホームページへの掲載</li> <li>●障害に関する理解促進事業の実施（発達障害啓発週間における図書館特設コーナーの設置、市内障害者施設パネル展、市内障害者施設芸術作品展、障害者福祉施設事業所販売会「あじさい横丁」）</li> <li>●人権擁護の研修会</li> </ul>
江田島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発パンフレットの設置</li> </ul>
府中町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●人権のイベントにあわせて、障害の有無にかかわらず、住みよい町を目指すイベントを合同で開催。</li> </ul>
海田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●広報誌へ掲載（ヘルプマークについて、12月）</li> <li>●障がい者等や障がいの特性に関する住民の理解を深めるため講演会を開催。（12月21日）</li> </ul>
熊野町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町広報紙（R4.12月号）記載</li> <li>●町ホームページへの掲載</li> <li>●図書館展示（R4.12月）における啓発</li> </ul>
坂町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町広報誌への掲載</li> <li>●啓発パンフレットの窓口設置</li> </ul>
安芸太田町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町が発行している「障害者福祉サービスの手引き」に障害者差別解消法について掲載し、新規手帳取得者全員に直接手渡ししている。</li> </ul>
北広島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町ホームページによる周知</li> <li>●町広報紙への掲載</li> <li>●啓発パンフレットの発行・配布</li> </ul>
大崎上島町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●パンフレット・リーフレット等の窓口備置き（福祉関係機関窓口にも依頼）</li> </ul>
世羅町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町ホームページへの掲載</li> <li>●啓発パンフレットの窓口設置</li> </ul>
神石高原町	<ul style="list-style-type: none"> <li>●啓発パンフレットの窓口設置</li> <li>●町広報への掲載</li> </ul>

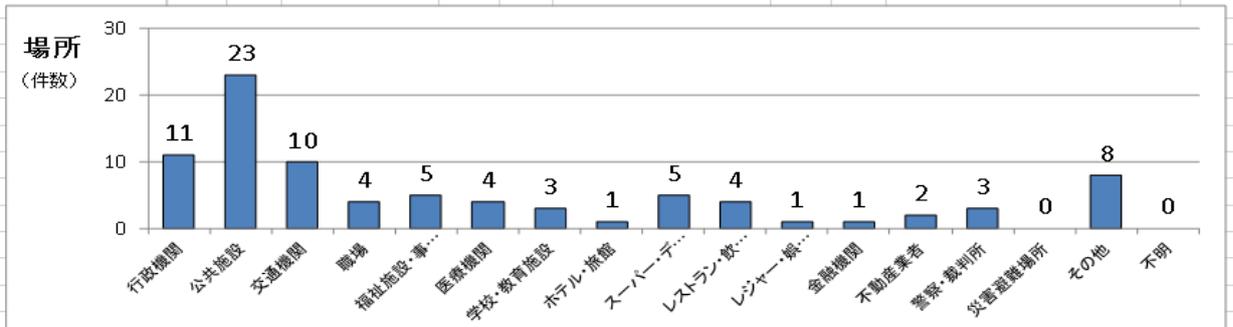
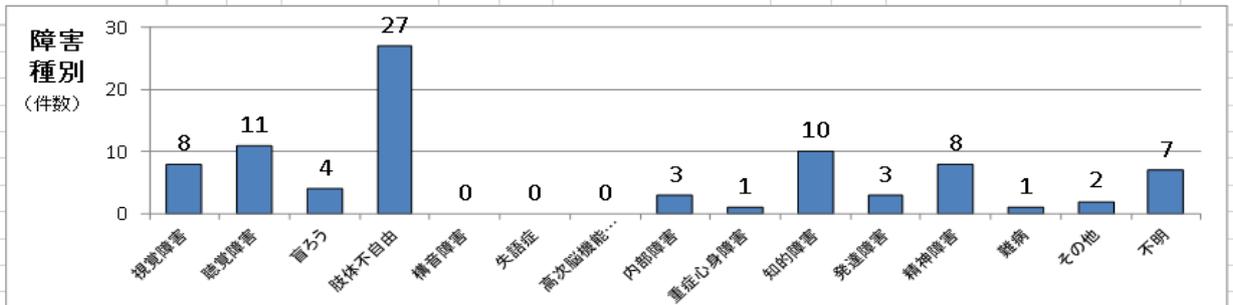
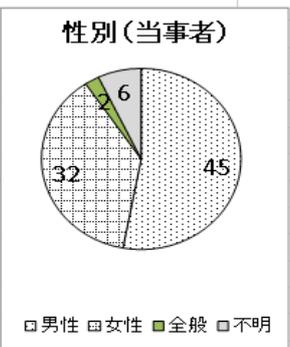
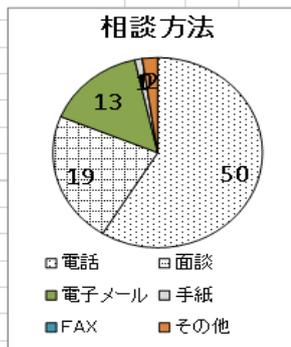
第3 県及び市町の障害者差別解消法相談窓口において対応した相談件数について  
《令和4年4月～令和5年1月の対応状況》

区 分	相 談 件 数						合理的配慮の 提供（情報提供 件数）		
	R4		不当な差別的 取扱い		合理的配慮の 不提供				
広島県	障害者支援課	13	(19)	2	(1)	6	(16)	5	(2)
	教育委員会	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)
	公安委員会	0	(1)	0	(1)	0	(0)	0	(0)
広島市	12	(11)	7	(5)	4	(6)	1	(0)	
呉市	3	(0)	0	(0)	3	(0)	0	(0)	
竹原市	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
三原市	1	(0)	1	(0)	0	(0)	0	(0)	
尾道市	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	
福山市	0	(2)	0	(1)	0	(1)	0	(0)	
府中市	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
三次市	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
庄原市	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
大竹市	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	
東広島市	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
廿日市市	5	(11)	0	(0)	0	(1)	5	(10)	
安芸高田市	0	(1)	0	(0)	0	(1)	0	(0)	
江田島市	1	(0)	0	(0)	1	(0)	0	(0)	
府中町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(1)	
海田町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
熊野町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
坂町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
安芸太田町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
北広島町	0	(2)	0	(2)	0	(0)	0	(0)	
大崎上島町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
世羅町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
神石高原町	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
計	37	(48)	10	(10)	16	(25)	11	(13)	

※（ ）内は令和4年4月～令和4年9月の間の相談実績

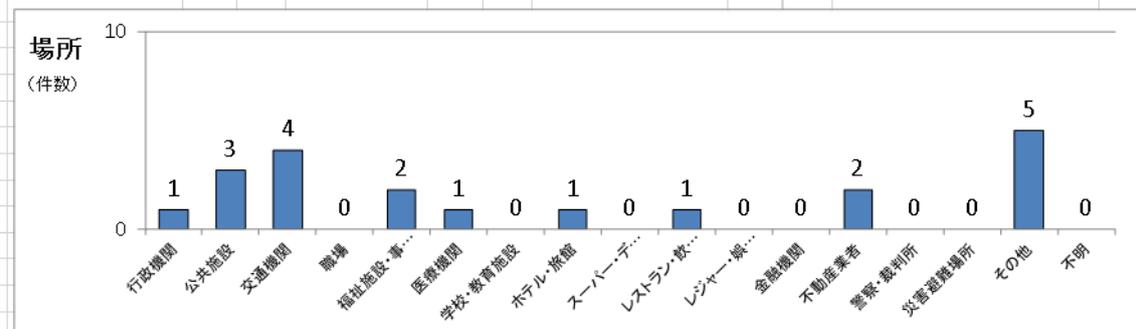
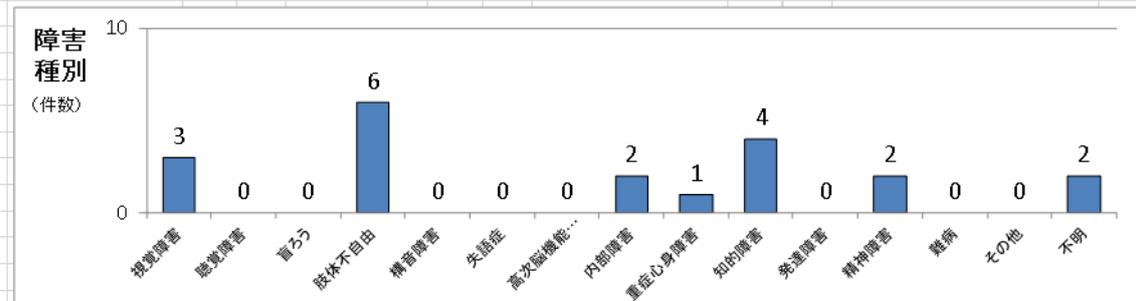
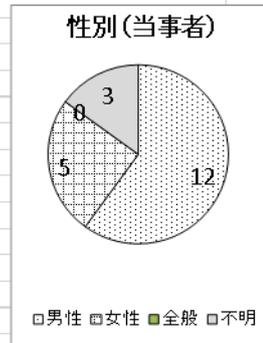
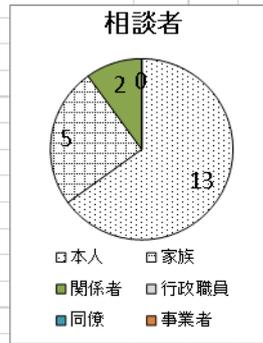
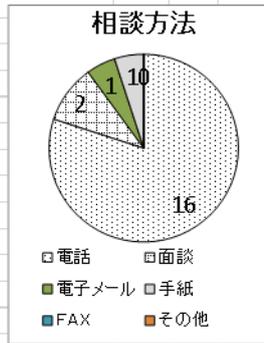
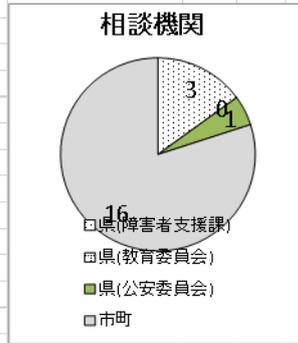
## 相談件数(総数)【令和4年4月～令和5年1月】

相談機関		相談者		障害種別		場所	
相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	32	本人	66	視覚障害	8	行政機関	11
県(教育委員会)	0	家族	8	聴覚障害	11	公共施設	23
県(公安委員会)	1	関係者	9	盲ろう	4	交通機関	10
市町	52	行政職員	0	肢体不自由	27	職場	4
計	85	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	5
		事業者	0	失語症	0	医療機関	4
		その他	2	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	3
		計	85	内部障害	3	ホテル・旅館	1
				重症心身障害	1	スーパー・デパート・小売店	5
				知的障害	10	レストラン・飲食店	4
				発達障害	3	レジャー・娯楽施設	1
				精神障害	8	金融機関	1
				難病	1	不動産業者	2
				その他	2	警察・裁判所	3
				不明	7	災害避難場所	0
				計	85	その他	8
						不明	0
						計	85



①相談件数(不当な差別的取扱い)【令和4年4月～令和5年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県(障害者支援課)	3	本人	13	視覚障害	3	行政機関	1
県(教育委員会)	0	家族	5	聴覚障害	0	公共施設	3
県(公安委員会)	1	関係者	2	盲ろう	0	交通機関	4
市町	16	行政職員	0	肢体不自由	6	職場	0
計	20	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	2
		事業者	0	失語症	0	医療機関	1
		その他	0	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	0
		計	20	内部障害	2	ホテル・旅館	1
				重症心身障害	1	スーパー・デパート・小売店	0
				知的障害	4	レストラン・飲食店	1
				発達障害	0	レジャー・娯楽施設	0
				精神障害	2	金融機関	0
				難病	0	不動産業者	2
				その他	0	警察・裁判所	0
				不明	2	災害避難場所	0
				計	20	その他	5
						不明	0
						計	20



集計期間：令和4年4月～令和5年1月

②相談事例(不当な差別的取扱い)		匿名当事業者		相談内容	
相談方法	相談者	相談機関	性別		
1	電話 本人	行政機関	女性	内部障害	以前、自営業をしていたが、コロナや豪雨被害、高齢の両親の病氣や自身も病気を発症したこと、店は閉店した。その後、納税については、支払いの方法を市役所の窓口で相談し、猶予申請と罹災証明があることで、分割の手続きを提案してもらい、毎月振込用紙で支払っていた。もし何か変更があった際には窓口で連絡するよう言われていたが、8月に取納課から、電話があり、毎月取納課に架電連絡をするよう言われた。理由をたずねると、身体障害者だから必要とのことだった。定期的に納税の支払いを行っており、改めてどうということか確認をしたかったが、その後こちらからの電話に該当職員が出ることなくなくなった。別の職員が対応してくれて、とても丁寧に説明してもらえたので、架電連絡は必要ないことがわかったのが良いが、今回の件を取納課の窓口には伝えてほしい。
2	電話 家族	福祉施設・事業所	男性	視覚障害	民間の脱毛サロンを利用したくて2件のサロンに行った。1件目は「障害者手帳がある人」は受け付けないと言われ、これは障害者を差別しているのではないかと感じた。2件目は契約書に自分で名前が書けないことを理由に断られた。保険は通称外だが2件とも医療系の脱毛サロンであり、息子は大変不愉快な思いをした。2件のサロンは本社が福岡にあり、利用可能か問合せをしてくれているので、その結果次第でまた連絡したい。
3	メール 本人	公共施設	男性	肢体不自由	体育館使用料と駐車場の減免を受ける際、障害者手帳の番号を記録される。他の公共施設では手帳を提示するのみで、手帳の個人情報も収集されない。身体に障のある身としては、情報の管理いかに関わらず、収集されたくない情報であり、他人に知られたくないので、減免利用できない。体育館に確認すると施設管理業務の委託元である自治体への報告用というところだったが、手帳の有無を確認すれば足りる事であり、収集すべき理由にはならないと思う。差別であり個人情報保護のガイドラインにも反しているのではないか。改善をお願いする。
4	面談 本人	交通機関	男性	肢体不自由	車椅子生活のため低床車両を利用しているが、公共交通事業者の車掌が相談者に対して「普通車両に乗ると腰を悪くする人がいるから低床車両に乗って欲しい」と言われたが、口に出して言わないで欲しい。
5	電話 本人	交通機関	女性	肢体不自由	乗れないと言われ、拒否された。
6	電話 本人	不動産業者	男性	不明	不動産会社に障害者手帳を持っていることを伝えたとところ、家主の判断で入居を断られる可能性が高いと言われた。差別ではないか。
7	電話 本人	公共施設	男性	視覚障害	コンサート予約時に「盲導犬は受付で預かる。席は出入口横になる。」と言われた。
					<p>以前、自営業をしていたが、コロナや豪雨被害、高齢の両親の病氣や自身も病気を発症したこと、店は閉店した。その後、納税については、支払いの方法を市役所の窓口で相談し、猶予申請と罹災証明があることで、分割の手続きを提案してもらい、毎月振込用紙で支払っていた。もし何か変更があった際には窓口で連絡するよう言われていたが、8月に取納課から、電話があり、毎月取納課に架電連絡をするよう言われた。理由をたずねると、身体障害者だから必要とのことだった。定期的に納税の支払いを行っており、改めてどうということか確認をしたかったが、その後こちらからの電話に該当職員が出ることなくなくなった。別の職員が対応してくれて、とても丁寧に説明してもらえたので、架電連絡は必要ないことがわかったのが良いが、今回の件を取納課の窓口には伝えてほしい。</p> <p>民間の脱毛サロンを利用したくて2件のサロンに行った。1件目は「障害者手帳がある人」は受け付けないと言われ、これは障害者を差別しているのではないかと感じた。2件目は契約書に自分で名前が書けないことを理由に断られた。保険は通称外だが2件とも医療系の脱毛サロンであり、息子は大変不愉快な思いをした。2件のサロンは本社が福岡にあり、利用可能か問合せをしてくれているので、その結果次第でまた連絡したい。</p> <p>体育館使用料と駐車場の減免を受ける際、障害者手帳の番号を記録される。他の公共施設では手帳を提示するのみで、手帳の個人情報も収集されない。身体に障のある身としては、情報の管理いかに関わらず、収集されたくない情報であり、他人に知られたくないので、減免利用できない。体育館に確認すると施設管理業務の委託元である自治体への報告用というところだったが、手帳の有無を確認すれば足りる事であり、収集すべき理由にはならないと思う。差別であり個人情報保護のガイドラインにも反しているのではないか。改善をお願いする。</p> <p>車椅子生活のため低床車両を利用しているが、公共交通事業者の車掌が相談者に対して「普通車両に乗ると腰を悪くする人がいるから低床車両に乗って欲しい」と言われたが、口に出して言わないで欲しい。</p> <p>乗れないと言われ、拒否された。</p> <p>不動産会社に障害者手帳を持っていることを伝えたとところ、家主の判断で入居を断られる可能性が高いと言われた。差別ではないか。</p> <p>コンサート予約時に「盲導犬は受付で預かる。席は出入口横になる。」と言われた。</p>

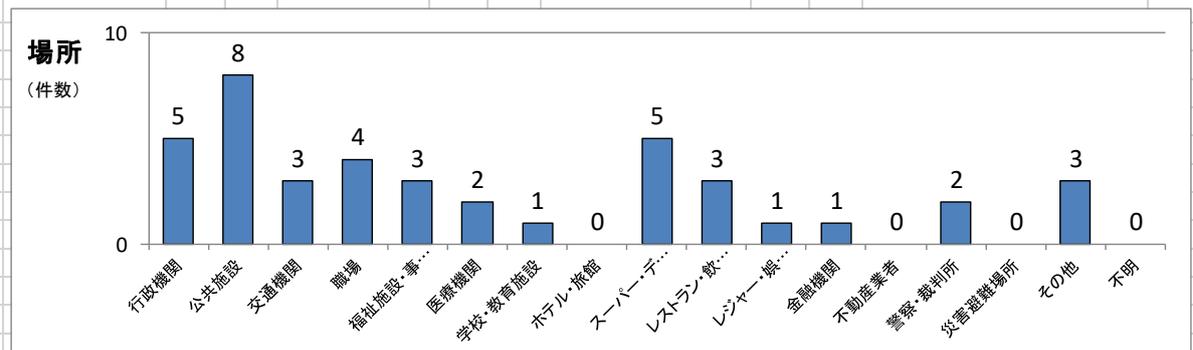
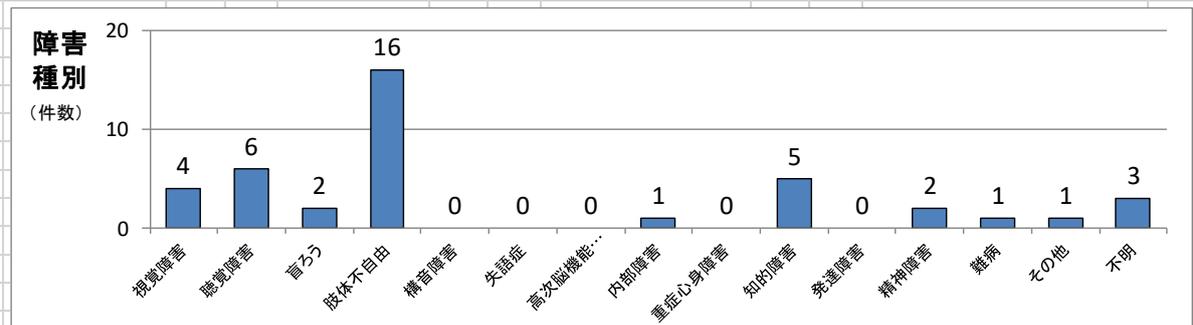
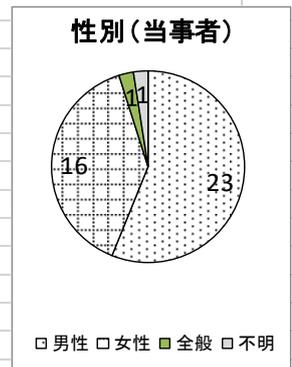
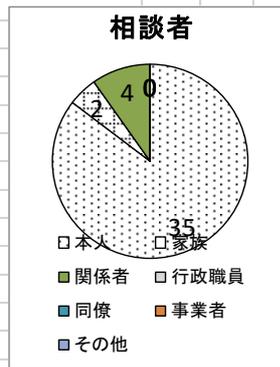
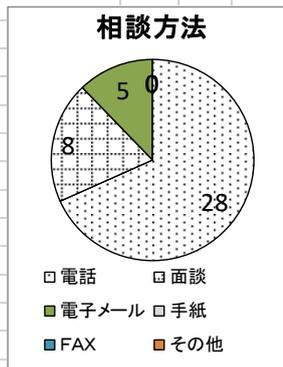
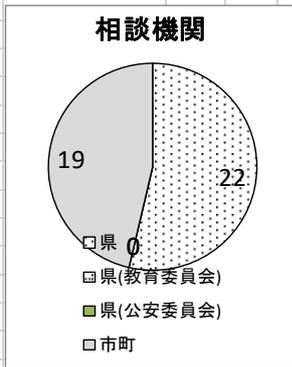
②相談事例(不当な差別的取扱い)				集計期間:令和4年4月~令和5年1月	
相談方法	相談者	場所	相談機関	障害当事者	
				性別	障害種別
相談内容				対応	
8	電話 本人	ホテル・旅館	市町	男性	肢体不自由
予約をしたホテルから電動車いすを理由に宿泊を断られた。				ホテルに連絡し、事情を確認。法や条例の趣旨を説明するとともに、ホテル側が心配していることを相談者に直接伝えてもらうことを助言した。話し合いの結果、電動車いすの置き場所などを決めて、宿泊することとなった。	
9	電話 本人	交通機関	市町	女性	肢体不自由
通勤時、電動車いすを理由にバスの乗車拒否や運転手から舌打ちをされる。				当該事業者及び事業者団体に法や条例を説明し、それぞれに社員及び事業者への周知啓発をお願いした。相談者からの理解を得られた。	
10	電話 本人	医療機関	市町	男性	視覚障害
2022年6月7日(火)13:00~14:00ころ、1階レントゲンの待合所にて、スタッフから「盲導犬は、病院の玄関で預かり、別室で待機してもらおうようにお願いしている。代わりに、職員が誘導をする」と説明を受けた。混雑している待合所で、患者さんの中に犬アレルギーを持っている人もいたかもしれないため、そのような対応になっているとのことだった。犬を別室で待機させることが難しいのであれば、医師が玄関口まで降りてきて、対応することも可能ということだった。しかし、病院という、アレルギーに関して詳しい人たちがいる機関の中で、アレルギーのもとである犬を近づけなければいけません、という対応に一番腹が立った。検査をする予定だったが、元気がなくなり帰宅した。待合所や診察室まで、補助犬と一緒に入れるようにしてほしい。手術室だったり、清潔区域にまで入っていきたくないというわけではない。医療機関と、自分と、日本盲導犬協会の人と、三者で話し合いをする場合、市が作ってほしい。				2022年(令和4年)10月20日(月)14:00~15:30、相談者、広島ハーネスの会、医療機関、障がい福祉課の関係者間で協議。 当該医療機関では、2022年(令和4年)4月1日より、補助犬に関するガイドラインを定めている。 ○同伴可能区域 【外来】1階の玄関ホール、待合所、トイレ、売店、相談室、救急外来、医療連携支援センター等 【入院】各病棟テイルーム又は個室(入院する場合は、補助犬の同伴は不可) ・対象となる患者の来院が判明した時点で外来師長より担当診療科の医師に連絡し、救急外来(1階)での診察可否について確認 ・救急外来での診察が可能な場合は、医事スタッフが患者と補助犬を救急外来へ案内する。診察及び検査等の終了後は、外来スタッフが患者と補助犬を受け付まで案内する。 ガイドラインを基本として、できるだけ、柔軟な運用を速やかに行うことで、合意した。	
11	面談 家族	福祉施設・事業所	市町	男性	精神障害
入居しているグループホームのルールを守れないことを理由に、契約解除の書面もなく、2週間後の退去を命じられた。その際、積算根拠が正しい退去費用(原状回復、パブリック・リ、引越費用)を預り金としてグループホーム運営法人に徴収された。その後も退金に関する連絡がなく、預り金の内訳がよく分からないという相談。また、同じ運営法人の計画相談支援事業所も退去後の行先等についても調整しなかった。				本人、家族、退去後新たに入居したグループホームの管理者、町で事実確認を行った。その場でグループホーム運営法人に連絡し、退去費用の根拠と内訳、返金の有無を確認した。その後も実際に返金があったかどうかを即から新しいグループホームの管理者や本人に確認を取った。	
12	電話 関係者	交通機関	市町	女性	知的障害
路線バスに乗車した際、障害者割引とは異なる金額をバス運転手から請求された。本人が運転手に確認しても、異なる金額を言われ、仕方なく支払った。同様のケースが複数回あった。また、両替を希望した際も、運転手から「10円玉がなくなる」と言われ、両替を拒否された。これらのことにより、本人はバスの利用が苦痛となり、乗車しなくなった。				町からバス運行会社へ事実確認。会社から、運転手が誤って運賃を伝えたこと、両替の拒否をしていないなどの説明があり、誤徴収分は返金された。	

集計期間：令和4年4月～令和5年1月

②相談事例(不当な差別的取扱い)		相談事例		相談内容		対応
相談方法	相談者	場所	相談機関	障害当事者 性別	障害種別	
13	電話	家族	その他	市町	知的障害	傾聴し、障害や障害者に対する理解を促進するための周知啓発に努める旨回答したところ、納得された。
14	電話	関係者	レストラン、飲食店	市町	不明	店員に重度の動物アレルギーがあるため、盲導犬の入店を拒否したが、強引に入店された。店員に呼吸困難等の症状が発症し、数週間休業することになった。
15	電話	家族	その他	市町	知的障害	知的障害のある子が施設の人からバカにされた。施設の人と話は食い違っているのでどうしたらよいか。
16	電話	本人	不動産業者	市町	精神障害	障害があることを理由に賃貸住宅から立ち退きを迫られそうだ。次の家を探したいため相談したい。
17	電話	家族	公共施設	市町	知的障害	知的障害があることを理由に損壊の犯人扱いをされたり、事前に障害の説明や対応について話をしていたにもかかわらず、障害特性上の行動を理由に施設の利用を断られた。
18	電話	本人	その他	市町	肢体不自由	車いす利用者であることを伝えたところ、イベント会社から、部屋の中を移動できないと参加を断られた。
19	電話	本人	その他	市町	内部障害	地域の活動において、障害があることを理由に参加できないことがあるが、参加しないことでの罰金や障害があることの証明を求められることが度々ある。
20	手紙	本人	その他	市町	重症心身障害	市の生活環境課から墓地の設置について、合理的配慮がされず、不当な差別の取り扱いを受けている。三原市土地区画整理課から仮墓地から移転するよう催促されているが、薦められている集合墓地は、傾斜があり車いすでは困難な点で移転したくない。墓地を自宅横へ設置することに決め、市の生活環境課に相談したところ、100m以内の住民に説明し、同意を得るよういわれた。近隣住民に説明したところ、墓地に柵を設置するよう意見があった。金属で柵を設置することは、霊の浄化に支障があるため、柵は設置したくない。近くには柵を設置していない墓地もある。これは、障害者に対する不当な差別の取り扱いであり、障害者虐待である。

## ②相談件数(合理的配慮の不提供)【令和4年4月～令和5年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	22	本人	35	視覚障害	4	行政機関	5
県(教育委員会)	0	家族	2	聴覚障害	6	公共施設	8
県(公安委員会)	0	関係者	4	盲ろう	2	交通機関	3
市町	19	行政職員	0	肢体不自由	16	職場	4
計	41	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	3
		事業者	0	失語症	0	医療機関	2
		その他	0	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	1
		計	41	内部障害	1	ホテル・旅館	0
				重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	5
				知的障害	5	レストラン・飲食店	3
				発達障害	0	レジャー・娯楽施設	1
				精神障害	2	金融機関	1
				難病	1	不動産業者	0
				その他	1	警察・裁判所	2
				不明	3	災害避難場所	0
						その他	3
						不明	0
						計	41



②相談事例(合理的配慮の不提供)				障害当事者		相談内容	対応内容	集計期間:令和4年4月～令和5年1月
番号	相談機関	相談方法	相談者	場所	性別			
1	県	面談	本人	医療機関	男性	聴覚障害	後日相談より今回は情報提供のみで良いとの連絡があったため相手方への対応はしていない。	
2	県	面談	本人	行政機関	男性	聴覚障害	事前にインターネットで予約を取り、手話通訳と共に、広島市ワクチン集団接種会場に行った。広島市の会場で受けたのは今回で3回目のワクチン接種で、問診や誘導なども大変スムーズだった。接種後の待機時間を終えた後、最後の説明時に、「もし、体調が悪くなったらコールセンターへ電話してください」と電話番号の用紙を渡された。聴覚障害のため、電話が聞こえないことを伝えると、再度用紙を指していること、電話が聞こえないことを伝えると、担当の男性は泣きながら「同じ」と書かれた紙を見せられた。子どもに伝えるような態度に大変不快に感じた。最後に「同じ」と書かれた紙を見せられたが、単語の一言だけで説明は不十分ではないのか、文字で伝える方法であっても患者を尊重した対応を求めている。今後も繰り返されたら、相談があったことを担当者に伝えて欲しい。	
3	県	電話	本人	職場	女性	内部障害	自分には内部障害のため、外見からは障害があることがわからない。ヘルプマークは使用しているが、特に職場で気づいてもらえない。生活の中で、周囲の配慮が欲しい場面があり困っている。まず職場で啓蒙をしたいのでチラシを送ってほしい。	ヘルプマークのチラシを送付し、あいサポート運動各種研修、出前講座について案内し、県としてもヘルプマークの普及啓蒙を継続して行うことを伝えた。
4	県	電話	本人	スーパー・コンビニ	男性	知的障害	レジの店員の態度が悪い。障害者の来店客に対して配慮に欠けていることを伝えしたが、改善されていない。今後も伝えていく。	情報提供として承った。あいサポート運動を通じて障害、障害者の理解普及啓蒙を継続して行うことを伝えた。
5	県	電話	家族	交通機関	女性	肢体不自由	バスや電車を利用した際に、ヘルプマークをつけていても配慮してもらえない。車内にはポスターなどがあるが、ヘルプマークについて知らないのだと思う。	情報提供として承った。ヘルプマークの普及啓蒙を継続して行うことを伝えた。
6	県	電話	本人	職場	男性	精神障害	体調を悪くして、昨年10月から休職している。医療機関では精神障害の2級と診断された。6月1日から復職を予定しているが、職場の合理的配慮について心配がある。障害者差別解消法の相談としてどこに伝えたいか、教えてほしい。	職場内の事案となるため、改正障害者雇用促進法で対応する内容になること、職場内の相談機関等について確認することなどを説明し傾聴に務めた。
7	県	電話	本人	公共施設	女性	肢体不自由	令和4年5月1日に市立体育館において、中国地区卓球選手権大会が開催された。試合に出場する知的障害者の帯同者として同行しているが、自分は肢体不自由が重いため、使用している。選手車以外、体育館の2階席で応援等を行うが、施設には2階席に上がるエレベーターがないため、重宝の移動ができない。そのため、車いすと同じ階のネットの後ろの位置に待機するように言われた。試合中のルールとして、声援は行わず拍手をする事になっていく。自分も拍手の応援を行っていた。すると審判員から注意された。一人だけ選手の手が近く拍手の応援をすることは、他の選手にとって不公平であり選手から散る可能性がある。場合によっては退場もあり得ることだった。選手から苦情について尋ねると、それは不公平な応援だから禁止といわれた。このことは、市福祉課に相談中であるが、障害者差別解消法においてどうなのか、拍手はただめなのか、審判長の態度は問題か、障害者の人に不愉快な思いをした。障害者に対して態度がよくなかった。このことは警察に相談して障害者差別の件で合理的配慮が足りたことを伝える。警備会社の人に抗議文を送った。障害者が差別されず、合理的配慮の提供ができる世の中になってほしい。	市福祉課に情報提供した。相談者は、団体に対して申し入れをして関係者全員での話し合いが決まったとのこと。
8	県	電話	本人	公共施設	男性	知的障害	警備の人に不愉快な思いをした。障害者に対して態度がよくなかった。このことは警察に相談して障害者差別の件で合理的配慮が足りたことを伝える。警備会社の人に抗議文を送った。障害者が差別されず、合理的配慮の提供ができる世の中になってほしい。	情報提供として承った。引き続き障害者差別解消法の普及啓蒙に務める。
9	県	電話	本人	公共施設	女性	難病	化学物質過敏症のため、車で外出する際にしなまな海道の除車利散布の日程をいつも業者から事前に連絡してもらっていた。しかし、白粉がなくなつたのは合理的配慮を欠いている。除車利を撤去されると1か月は外出できない。日程を伝えてくれない、病院の予約が取れない。去年より散布時期が前倒しで回数も増えている管理センターへ電話したら、今後は道路上のどこかに散布日を掲示するのでもメールやHPへの掲載はしないと言われた。私は除車利をまくと書つてない、配慮してくれないのか説明がなかった。県からも電話して指導し、折返し連絡してほしい。	本四高速に对应を依頼した。個人メールに返信不能の設定で送信するという対応に決定したことで相談者に連絡済とのこと。
10	県	電話	本人	行政機関	男性	不明	4年前に企業の職業訓練に行った。その際、いやがらせをする、怒鳴るなどの障害者差別を受けた。その後、高松市に引っ越したが、職業訓練センターより入居を拒否された。自分も高松市に住みながら、職業訓練センターに入居したい。合理的配慮である手話をろう者に、難聴者には筆談をぜひお願いしたい。	該当企業に聴き取りを行い、当時の詳細の確認は難しかったが、現在の状況は高松市に障害があることを伝えられる受講生に対しては、適切に対応を行っている。
11	県	電話	本人	行政機関	女性	聴覚障害	県の施設なのに、聴覚障害者対象の教室を受講するときに、予算の都合で手話をつけられなかった。自分も高松市に住みながら、職業訓練センターに入居したい。合理的配慮である手話をろう者に、難聴者には筆談をぜひお願いしたい。	手話以外にも筆記などの配慮が可能か受講者と話し合ってみることを提案した。

②相談事例(合理的配慮の不提供)				集計期間:令和4年4月～令和5年1月				
番号	相談機関	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
					性別	障害種別		
12	県	電子メール	本人	行政機関	女性	聴覚障害	お礼の交換センターで募集している教室に、ろう者3名で申し込みをした。聴覚障害のため手話の配慮をお願いしたが、手話の配慮はできないとメール回答があった。なぜ手話通訳が配慮できないのか聞くと、お金がないからと言われた。県の施設なのに、障害者に手話の配慮ができないのですか。	相談者にメール回答を担当した職員に、聴覚障害者向けの募集の際の合理的配慮の提供について確認を行ったところ筆談の配慮で対応しているとのこと。
13	県	面談	本人	行政機関	女性	聴覚障害	広島県立障害者リハビリテーションセンターは、県の施設と思うが、合理的配慮を申し出ても提供されない。法律では配慮をしないことは差別になるのではないかと、自分では聴覚障害と肢体不自由があり電動車いすで移動しているが、施設内は自力可能なので、介助等は必要ない。しかし、聴覚障害と片目がほとんど見えなくなったため、情報保証の合理的配慮として、「手話」で伝えてもらえたら負担が軽減し、内容を理解しやすい。聴覚障害が参加者の半数を上回る場合には、ぜひ手話通訳の配慮を頼みたい。	9月8日にリハセンターにて、事業団事務局長次長の立会いのもと、おりづる館長、課長と対応を協議を行い、下半期の講座についてはおりづる側で通訳派遣等の要望に対応する講座と対応しない講座を振り分け、対応する講座の公募に際しては、「手話通訳や要約筆記者の派遣を希望する場合には、準備が必要のため、開催日の何日前までにお知らせください。」と明記することとした。
14	県	電話	本人	その他	男性	不明	3年前から体調も悪く、経済的にも苦しいため、どこに相談したらよいかかわからない。社会福祉協議会へ行ったが、対応が悪く支援を得られず、障害者なのに配慮のない態度だった。また、社会福祉協議会には相談しにくい。	本人が希望する障害者福祉サービス等の相談機関として、地域の福祉課に相談することを提案し、了承された。
15	県	電話	本人	医療機関	女性	肢体不自由	8月16日(火)午後8時～10時に発熱のため市立の夜間成人診療所の予約の電話をしたところ、新型コロナウイルス対策として自宅用車内で待機し順番の1時間前になったら電話してもらおうとの連絡だったが、「個々の事情に応じた特別な対応はできない」と高圧的に言われた。行政機関として合理的配慮に欠けるのではないかと。	当該夜間診療機関の所管課に相談内容を伝ええた。
16	県	電話	本人	警察・裁判所	女性	肢体不自由	福山県警察に電話で相談したら非常に配慮に欠けている対応だった。無縄などの音が大きく、会話が成り立たないほどの音だったので配慮してくれなかった。言葉使いも悪かった。行政機関は配慮の義務があるはず。民間は努力だが警察は違う。障害者差別解消法の法律違反ではないのか。	回答を求められていないが、広島県警に情報提供のみ行った。
17	県	電子メール	本人	福祉施設・事業所	男性	知的障害	障害者支援施設に入所している人は、7月の参議院議員選挙の投票の件で、施設内には、投票に行きたいと申し立てたが、施設は、コロナ対策で、外出を制限しているの、対応できないということだった。結果投票に行けなかった。	期日前投票での対応も可能だったのではないかと、合理的配慮の努力義務があるのではないかと、当該施設に説明するがわからず、説明したことが事実上なかった。
18	県	電話	家族	学校・教育施設	男性	その他	・聴覚過敏がある息子が中高一貫の私立に通っており、「他の生徒に先生が大きな声で説教をするのが苦痛で登校できない」と学校に説明するがわからず、文科省に電話で相談したが「合理的配慮の問題なので、学校に伝えてみてほしい」と言われ、中学から高校以上があるオンラインプログラムで公立高校に転校しようとしたが、聴覚過敏のことを説明すると門前払いされたこともある。 ・聴覚過敏以外にも何の問題もなく、英語のリスニングでは高得点を取るなど得意分野もあるが、これからは大学、社会人と通む中で何も配慮がないことが不安でしかなかった。 ・聴覚過敏は障害ではないのか。何か公的な支援、社会的な支援がないのだろうか。	傾聴し、聴覚過敏が障害か否かについては、そのことで社会生活に支障が出るならば、支援や合理的配慮が必要という社会モデルの考え方を説明したところ、ある程度納得されたよう、礼を言っ電話を切られた。
19	県	電話	本人	福祉施設・事業所	女性	肢体不自由	携帯電話の修理に行ったら、カウンターの椅子がとても高い位置にあり、足が動かしにくいので困った。携帯電話を修理する店舗はたくさんあるが、アップル直営店の店舗は市内に2か所しかないため、今後も利用する。障害者がスマートフォンに利用できるように配慮のある対応をしてほしい、このことを店舗に伝えてほしい。	店舗に対して、相談内容を伝え、今後の対応について合理的配慮の提供をお願いした。
20	県	面談	本人	交通機関	女性	言語障害	広島市内の電車、バスを利用する際には、乗務員の配慮などもあり、乗降時はスモーズに介助者と行動できるが、県内の広島市以外のバスの場合には困ることがある。降車の際に、確認なしで介助者と二人分まとめて自分のバスビームで処理されることもある。支払いはその場で行うので後で困る。障害者のため動作がゆっくりで迷惑をかけるかもしれないが、降車時の支払いは少し待ってもらって確認があると助かる。(バス会社名は不明)	広島県バス協会に相談内容を伝え、県内のバス会社に情報提供をお願いし、対応いただいた。
21	県	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	男性	知的障害	地域のスーパーのレジが、自分で行うセルフレジに変わってとても困っている。方法がよくわからないので、店員に手伝って欲しいが忙しそう、丁寧に教えてもらうことができない。わからなくて困っている、スタッフはやってもらえなかった。使い方を覚えるまではスタッフの配慮がほしいことを、匿名で伝えてもらいたい。	店舗お客様センターに相談内容を伝え、合理的配慮の提供をお願いした。
22	県	電子メール	本人	公共施設	男性	肢体不自由	広島交響楽団コンサートに行った際、不適切な対応を受けた。杖歩行のため、事前に思いやり駐車スペースの利用について、予約をお願いしていたため、当日は、券売機の前で最初に対応してくれた係員が思いやり駐車スペースの使用について、指示を行ったものの、実際の駐車スペースで、案内をした別の担当者がこのスペースは、車椅子利用者のための場所なので、歩けるのであれば、通常の駐車場を利用してほしいと別の場所を指定された。事前に予約しておいた。また、車の乗降が困難である旨を伝えると、ようやく、思いやり駐車スペースに入りました。事前予約の上、思いやり駐車場利用証を提示しても、スモーズに駐車できなかったことは、残念に思う。適切に対応していただけると、幸いです。	ホール事務局に相談があったことを伝えると、内部で情報共有し、今後は注意するとのこと、相談者にもその旨伝えた。

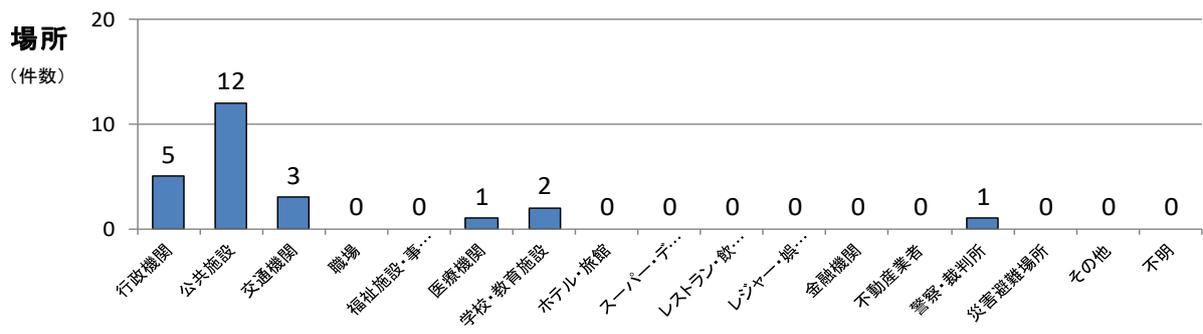
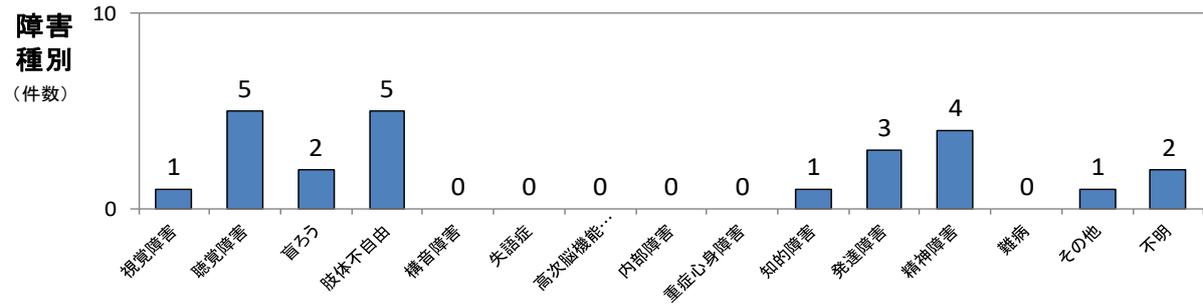
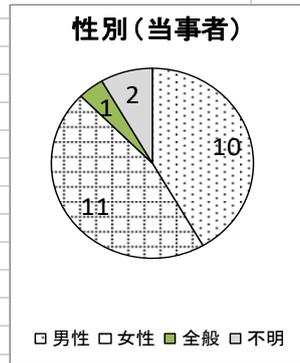
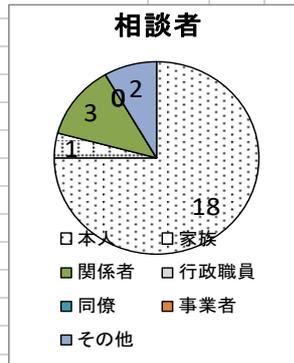
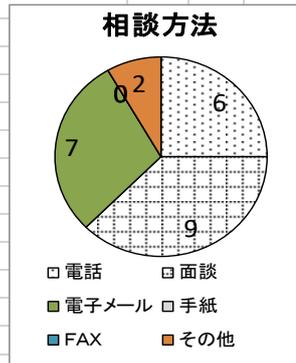
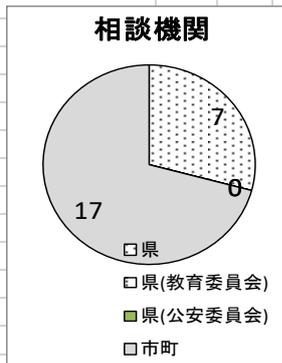
②相談事例(合理的配慮の不提供)				集計期間:令和4年4月~令和5年1月				
番号	相談機関	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
					性別	障害種別		
23	県	電話	関係者	職場	男性	知的障害	知的障害のある人が十分理解できないと思われる場合において、介助者がその説明の場に参加することを配慮するよう企業に伝えてほしい。	企業に連絡し、話し合いの場を持つよう促し、話し合いの場が設けられることとなった。
24	県	電話	本人	スーパー・パート・小売店	男性	肢体不自由	スーパーの障害者用駐車スペースが狭く、利用時に不便であるため移動してほしい。	スーパーに連絡し、障害者用駐車場付近の適切なスペースの確保をお願いした。スーパー内で対策を考えていくこととなった。
25	県	電子メール	本人	レストラン・飲食店	女性	肢体不自由	テイクアウトしたい商品の袋詰めが自分ではできないため、お店のスタッフに対応してもらいたいが、断られてしまった。	店舗責任者に連絡したところ、そのような申し出があれば対応しているとのこと、再度スタッフの教育について徹底すると回答があった。
26	県	電話	本人	公共施設	女性	肢体不自由	施設内の郵便物の前には障害物があり、車いすで出入りする場合はその郵便物に声をかけなければいけないため、障害物の移動について、施設長と相談したい。	施設長に連絡したところ、本人と話をしして対応を検討すると回答があった。
27	県	電話	本人	公共施設	女性	視覚障害	10月30日に、盲導犬を連れて当事者を20人くらいで、かみが浜海浜公園にピクニックに行った。入園してすぐの9時過ぎ頃、公園の管理職員から「ペットを連れてきてはいけない」と注意を受けた。ペットではなく盲導犬であることを説明したが、その職員は「盲導犬であらうが犬を連れては一切入園できない。そのようから指導されている。とだけ繰り返して、全く聞く気が持ってくれなかった。しばしの押し問答の後、公園事務所から指定管理者である「くれせん」に電話をかけた。電話に出た人は「あとで上に確認して回答します。その後、午後からも海岸沿いを歩いている時に、別の職員から「犬は持ち込み禁止」と注意を受け、再び不愉快な気分を味わった。盲導犬を連れて安心して遊べるはずの公共施設でまさかの盲導犬の入園拒否に合うで持ち込み禁止」と言い渡される機会があった。盲導犬はペットではないこと、公共施設などで盲導犬を連れて人の立ち入りを拒否してはいけないこと、現場のスタッフのすみずみまでしっかり周知徹底してほしい。また、公園の入園などに「ペットを持ち込み禁止」の表示があるが「盲導犬(補助犬)」は除くなどの記載をして、一般の来園者にも分かるようにして補助犬への理解を呼びかけてほしい。早急な改善をお願いしたい。	申し入れがあった後、事実確認して報告する旨を伝え、公園の担当課とも「くれせん」に事実確認し、当事者宅を訪問し、直接謝罪。すみやかな改善に着手することを約束した。「くれせん」に事実確認し、現場確認も行った上で、公園担当課、盲導犬(補助犬)を連れて来た人の入園は可能であることを職員及び関係者に周知徹底することを「くれせん」に指導し、「ペット持ち込み禁止」の看板については、すみやかに「補助犬は除く」の記載を追加した。担当課が管理する他の公共施設や公園にも同様に周知徹底した。
28	県	電子メール	本人	スーパー・パート・小売店	男性	視覚障害	以下の内容を店長に伝えてください。 当店の食料品売り場はセルフレジです。 目が見えない視覚障害者の来客はセルフレジを使うことが出来ません。 白杖を持っていたり、盲導犬を連れてくる来客は目が見えない視覚障害者です。 レジのところで来客が係員に視覚障害者だと告げた際は来客から代金を受け取り係員がセルフレジの操作をするように、お知りがある際は手渡し渡すように、面倒臭がらず対応するように、全ての係員を厳しく指導し周知徹底してください。 食料品売り場に1ヶ所有人レジがあります。 レジに係員がいなくても利用することが出来ません。 目が見えない視覚障害者の来客するの有人レジを利用することが出来るように開店から閉店まで常時有人レジに係員を配置するようにしてください。 目が見える健常者の来客だけが来店しているのではなく目が見えない視覚障害者の来客も来店しているのでもっと来客のことを考えるべきです。	係員によるレジ操作は声かけされれば行い、全てのレジに係員がいることや、お釣りの手渡しも大丈夫との回答を得、視覚障害者からの相談があれば対応するように、関係職員に周知すると回答を得た。
29	県	電話	本人	レストラン・飲食店	男性	視覚障害	盲導犬と一緒に(ヘルパーも同伴)入店しようとしたところ、受付の店員に犬の入店は駄目だと断られた。 盲導犬であることを説明したが、理解されないまま、入店を拒否された。 チェーン店なら大丈夫と思ったが、盲導犬のことを知らない様子で、このまま押し問答しても仕方ないで、そのまま店を出た。ヘルパーも驚いていた。 その後、同じフロアの別の飲食店に行ったら、感じ良く入店できた。自分自身を馬鹿にされたような感じがして、あの店にはもう二度と行くことはない。 非常に残念な思いをした。 今度、他のユーザーが呉に来た時に同じ対応をされても困る。 市の方から連絡(指導)してほしい。	盲導犬について、入店を拒否するだけではなく、各店舗への指導は当社で大変申し訳ない。今後、このようなことのないよう再度しっかりと教育・指導していく、との回答を得た。

②相談事例(合理的配慮の不提供)

番号	相談機関	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容
					性別	障害種別		
30	県	面談	関係者	レジャー・娯楽施設	精神障害	肢体不自由	12/1(木)20:00頃倉敷市の映画館に行ったが、不当な障害者差別を受けたと相談があった。(2名で行った) 当日前方から次のとおり重ねた。 ・人工呼吸器の充電のためコンセントの使用を要したが他の通行人に危険があるのでコードは使用できない ・乗務員の点検スタンドは持ち込めない ・乗務員の点検スタンドは持ち込めない ・人工呼吸器の充電のためコンセントの使用を要したが他の通行人に危険があるのでコードは使用できない ・乗務員の点検スタンドは持ち込めない ・人工呼吸器の充電のためコンセントの使用を要したが他の通行人に危険があるのでコードは使用できない ・乗務員の点検スタンドは持ち込めない	障害者差別解消法について、不当な差別の禁止と合理的配慮の提供の説明をした。相談者において、一度倉敷市と事業所と話をしてみることとあった。倉敷市へ情報共有し、相談があれば対応するよう依頼した。
31	県	面談	関係者	福祉施設・事業所	全般	肢体不自由	市民館の舞台にあがる車椅子昇降機が壊れている。クリスマス会があるが、車椅子の方が舞台にあがれないので悩んでいる。クリスマス会があるが、車椅子の方が舞台にあがれないので悩んでいる。クリスマス会があるが、車椅子の方が舞台にあがれないので悩んでいる。	市民館を管轄する担当課へ相談した。昇降機は古すぎて修繕できないため、舞台を使う時には関係者で協議しながら対応することとした。手すりには12月下旬に設置した。
32	県	面談	本人	警察・裁判所	男性	聴覚障害	警察で免許の手続きに行った際、耳が聞こえないと伝えただけにもかかわらず、口で伝えようとしてきた(筆談をしても伝わらなかった)差別を感じた。 (※本件で相談に来られたのではなく、別件で市役所に来た際に手話相談員に伝えられた。)	手話通訳が必要なときは、相談いただくよう伝えた。
33	広島市	電話	本人	公共施設	女性	肢体不自由	施設内で電動車いすのバッテリーを充電するため、スタッフに家具の配置を移動してほしいとお願いしたところ、「なぜここで充電するのか」など質問を受け、充電までに30分かかった。	施設に連絡し、事情を確認。バッテリー充電が必要な時は対応するが、日々の充電は自宅で行ってほしいため、質問したとのこと。相談者にも理解を得られた。
34	広島市	電話	本人	職場	女性	精神障害	勤務先の施設で、利用団体が音を発する機械を使用しており、その音が苦痛である。	相談者の上長に相談するよう促し、理解を得られた。
35	広島市	電話	本人	金融機関	男性	不明	銀行職員に書類の代筆をお願いしたところ、断られた。	当該銀行に連絡し、事情を確認。銀行による、代筆対応における手続きの確認をしていただくこと、相談者が帰ってしまったとのこと。相談者に銀行から代筆等の配慮をしていく回答があったことを伝えた。
36	広島市	電話	本人	スーパー・デパート・小売店	女性	肢体不自由	店内で電動車いすのバッテリーを充電するため、スタッフに充電のお願いをしたところ、一律で断られていると言われ、充電してもらえなかった。	店舗及び本社に連絡し、事情を確認の上、合理的配慮の考え方について説明を行った。事業者としては、基本的に充電等の対応はしているとの回答があった。(本件は充電が頻回などの理由で、対応が難しい面があったとのこと。)
37	広島市	電話	本人	公共施設	男性	肢体不自由	資料館にエレベーターが設置されておらず、2階を見学できない。	施設に連絡したところ、車いす用の昇降機があり、それで2階へ行ける、とのことだった。相談者に伝え、理解を得られた。
38	広島市	電話	関係者	公共施設	女性	肢体不自由	施設に来た電動車いすの方から「バッテリーが切れた。とこのことで、充電を求められたため、対応したが、電動車いすを置いたまま去り、回収に現れた後、「今後も充電にきます。」と言われた。どこまで対応したらよいか。	バッテリーが切れて動けない場合等緊急時の充電対応は、合理的配慮と考えられるが、日常的に充電させることは法の趣旨からは読み取れないと、相談者に伝えた。
39	福山市	電話	本人	レストラン・飲食店	男性	視覚障害	盲導犬同伴で飲食店を利用した。調理場や客席の基準等があるのか?盲導犬は自分の目であり、普通のペットの犬とは考えが異なる。盲導犬を店内に連れて入ると、店の人が断られたり、盲導犬と同伴でいても店の外に繋いでおいてほしい」と等と客に文句を言われる。病院や葬儀会館等でも同様の扱いを受けている。20年ほど前に「身体障害者補助犬法」が制定されているにも関わらず、一般の人に周知されていない。行政に取り合ってももらえなければ、個人で活動して広めていかねばならないのか。医師会事務局にも同様の電話をした。	盲導犬について一般の方の理解は十分でないかもしれないが、飲食店に盲導犬を同伴しても問題ないことを説明。飲食店は調理場と客席の区画を分けなければならないこと等施設基準の観点について説明。補助犬についての総合的な相談は、障がい福祉課が窓口であることを案内した。
40	廿日市市	電話	本人	災害避難場所	男性	肢体不自由	台風14号で避難しようか迷っている。避難スペースはどこであるか?2階の和室一室が不自由なため停電したら、エレベーターが使えず降りられないため不安である。相談してから避難するか決めた。(一避難なし)	避難スペースは2階の和室と回答。エレベーターはあると伝えたが、停電で使用不可になることを想定していない。急遽1階大研修室に避難スペースを開設したが、連絡先を確認できておらず案内ができなかった。合理的配慮の不徹底になると考えられている。
41	安芸高田市	面談	関係者	交通機関	女性	盲ろう	駅が無人駅になり、券売機がタッチパネルになった。お金を入れたら券売機を買ったことができなかったしお金を返ってこなかった。音声ガイダンスボタン場所もわからなかったためその場で問い合わせることもできなかった。	現場に居合わせた相談員から近隣の駅に3度くらい問い合わせるも、JRからの対応がなかった。その後、自立支援協議会で改善の要望書をJRに提出した。

## 合理的配慮の提供(情報提供件数)【令和4年4月～令和5年1月】

相談機関	件数	相談者	件数	障害種別	件数	場所	件数
県	7	本人	18	視覚障害	1	行政機関	5
県(教育委員会)	0	家族	1	聴覚障害	5	公共施設	12
県(公安委員会)	0	関係者	3	盲ろう	2	交通機関	3
市町	17	行政職員	0	肢体不自由	5	職場	0
計	24	同僚	0	構音障害	0	福祉施設・事業所	0
		事業者	0	失語症	0	医療機関	1
		その他	2	高次脳機能障害	0	学校・教育施設	2
		計	24	内部障害	0	ホテル・旅館	0
				重症心身障害	0	スーパー・デパート・小売店	0
				知的障害	1	レストラン・飲食店	0
				発達障害	3	レジャー・娯楽施設	0
				精神障害	4	金融機関	0
				難病	0	不動産業者	0
				その他	1	警察・裁判所	1
				不明	2	災害避難場所	0
				計	24	その他	0
						不明	0
						計	24



合理的配慮の提供事例

集計期間：令和4年4月～令和5年1月

番号	相談機関	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
					性別	障害種別	
1	県	面談	本人	行政機関	男性	聴覚障害	用事で県庁に行った際、1階の受付では聴覚障害の自分に対して大変丁寧に筆談や指差し等の対応してくれた。とても嬉しかったので、受付の人にぜひ伝えて欲しい。
2	県	面談	本人	その他	男性	視覚障害	一人で外出中、踏切待ちで立っていた時に、「お手伝いしようか」と声をかけてもらった。その人は、自転車だったので、どこを持ってもらうのがいいですか」と質問されたので、後ろの荷台を希望し、線路を安全に渡ることができた。声をかけてもらったことが、大変嬉しかった。
3	県	面談	本人	医療機関	女性	聴覚障害	初めて行った歯科医院で心配だったが、聴覚障害に大変理解があり、気持ちよく治療ができた。受付のスタッフは手話で「ありがとうございます」を表現され、さらに嬉しかった。
4	県	面談	本人	警察・裁判所	男性	聴覚障害	運転免許センターで講習を受ける際、担当の職員が、講義内容を手話で説明する配慮があり、大変嬉しかった。その職員は手話の動画などを見て勉強しているとのことだった。講義のすべてを手話で説明したわけではないが、ろう者に対する合理的配慮としてぜひ今後継続してほしいと思う。
5	県	電話	本人	交通機関	女性	肢体不自由	自分と同じ股関節の手術をした友人が、電車やバスを利用する際に、ヘルプマークをカバンにつけていると、乗降時や席をゆずるなどの配慮をしてももらえなかったことだった。自分も困ることがあったので、ヘルプマークを使用することにした。
6	県	面談	本人	交通機関	女性	盲ろう	通訳介助を同行して広島駅の電車乗り場で待っていると「どちらまで行かれますか」「〇〇行きの電車が来ましたよ」などと、声をかけてもらえた。視覚と聴覚に障害があるが、声をかけてもらうことは大変嬉しかった。
7	県	面談	本人	交通機関	女性	盲ろう	通訳介助を同行して、電車で立っていると、車内の乗客が「席をどうぞ」と譲ってくれた。わざわざ声をかけてくれたことが嬉しかった。
8	広島市	面談	その他	公共施設	全般	全般	博物館のエレベーターの改修工事により、2階以上の展示スペースに車いすの方等が行けなくなることについて、改修工事の十分な周知を行ったうえで、1階に臨時の展示スペースを設けるなどの代替措置を検討する。

合理的配慮の提供事例				集計期間：令和4年4月～令和5年1月			
番号	相談機関	相談方法	相談者	場所	障害当事者		内容
					性別	障害種	
9	廿日市市	その他	本人	行政機関	男性	聴覚障害	研修参加に係る手話・要約筆記奉仕者の配備
10	廿日市市	その他	本人	行政機関	男性	聴覚障害	コミュニケーション支援及び会話の見える化アプリ（音声の文字起こし）を利用するためのタブレット端末の導入
11	廿日市市	電話	関係者	学校・教育施設	女性	発達障害	文章を読むことが難しい生徒への合理的配慮として、テスト問題の読み上げ教材（音声教材）の作成について中学校の教諭から、相談があった。社会福祉協議会につなぎ、学校と社会福祉協議会で連携を図りながら読み上げ教材を作成した。
12	廿日市市	電話	関係者	公共施設	不明	不明	特別支援学校の先生からの相談で、修学旅行を実施したいが、生徒は入院中で来館ができない。修学旅行として、先生のみ来館し、館内を動画配信させてほしい。
13	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	男性	肢体不自由	図書館への来館が困難だが、本を借りたい。（身体障害者手帳交付者） 郵送貸出(11回・12点貸出)
14	廿日市市	電話	家族	行政機関	女性	精神障害	「発話ができないため、採用試験時に筆談で対応してほしい」とのことだったため、試験当日は筆談ボードを準備して対応した。
15	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	女性	精神障害	図書館への来館が困難だが、本を借りたい。（精神障害者手帳交付者） 郵送貸出(3回・4点貸出)
16	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	女性	精神障害	図書館への来館が困難だが、本を借りたい。（精神障害者手帳交付者） 郵送貸出(3回・4点貸出)
17	廿日市市	電子メール	本人	公共施設	男性	肢体不自由	図書館への来館が困難だが、本を借りたい。（身体障害者手帳交付者） 郵送貸出(1回・3点貸出)

集計期間：令和4年4月～令和5年1月

合理的配慮の提供事例			障害当事者		場 所	相談者	相談方法	相談機関	番号	内 容
性 別	障害種別	性 別	障害種別							
18	女性	発達障害	公共施設	本人	面談	甘日市市	面談	図書館資料を借りたいが、漢字を読むことが難しいため資料検索機で検索したり、書架に行って自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話で話したら選書してもらいたい。	図書館資料を借りたいが、漢字を読むことが難しいため資料検索機で検索したり、書架に行って自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話で話したら選書してもらいたい。	
19	不明	不明	その他	その他	電話	甘日市市	電話	特別支援学校の先生より、入院中の生徒の修学旅行とすするため、先生のみで入館し、館内で配信をさせてほしいとのこと。	特別支援学校の先生より、入院中の生徒の修学旅行とすするため、先生のみで入館し、館内で配信をさせてほしいとのこと。	
20	男性	発達障害	学校・教育施設	関係者	電話	甘日市市	電話	読書の困難さがある生徒への合理的配慮として、テスト問題の読み上げが必要であると主治医の意見があり、教材（音声教材）の作成について中学校長から、相談があった。社会福祉協議会につなぎ、学校と社会福祉協議会で連携を図りながら音訳教材を作成している。	読書の困難さがある生徒への合理的配慮として、テスト問題の読み上げが必要であると主治医の意見があり、教材（音声教材）の作成について中学校長から、相談があった。社会福祉協議会につなぎ、学校と社会福祉協議会で連携を図りながら音訳教材を作成している。	
21	男性	肢体不自由	公共施設	本人	電子メール	甘日市市	電子メール	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。（障害者手帳交付者）郵送貸出（7回・7点貸出）	図書館への来館が困難になったが、本を借りたい。（障害者手帳交付者）郵送貸出（7回・7点貸出）	
22	女性	精神障害	公共施設	本人	電子メール	甘日市市	電子メール	図書館への来館が困難だが、本を借りたい。（精神障害者手帳交付者）郵送貸出（1回・10点貸出）	図書館への来館が困難だが、本を借りたい。（精神障害者手帳交付者）郵送貸出（1回・10点貸出）	
23	女性	知的障害	公共施設	本人	面談	甘日市市	面談	図書館資料を借りたいが、漢字を読むことが難しいため資料検索機で検索したり、書架に行って自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話で話したら選書してもらいたい。	図書館資料を借りたいが、漢字を読むことが難しいため資料検索機で検索したり、書架に行って自分で選ぶことができない。読みたいテーマを電話で話したら選書してもらいたい。	
24	女性	精神障害	行政機関	家族	電話	府中町	電話	「発話ができないため、採用試験時に筆談で対応してほしい」とのことだったため、試験当日は筆談ボードを準備して対応した。	「発話ができないため、採用試験時に筆談で対応してほしい」とのことだったため、試験当日は筆談ボードを準備して対応した。	

第4 協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について		項 目	取 組 内 容	別添資料
1	広島県身体障害者団体連合会	合理的配慮の事例共有 研修の実施 市の担当者招聘しての勉強会の実施 障害者差別解消に向けた研修会の実施予定	組織内広報紙・会報誌などで事例を紹介。 職員を対象に、障害者の権利擁護、虐待防止について研修を実施。(因島市) 自立支援協議会地域生活部会で、差別解消・虐待防止についてのあいさつ出前講座を開催する。 ボランティア団体や社協職員も参加予定。普段の暮らしに潜む無意識の差別に、一人でも多く気づいてもらいたい。(大竹市)	○
2	広島県手をつなぐ育成会	行政担当者との意見交換の実施 共生社会フォーラムin広島 (実施：広島県知的障害者福祉協会、広島県手をつなぐ育成会、広島県社会福祉協議会、ここすまネット)	「障害者に対する理解」、「合理的配慮」について当事者の意思の尊重等について、必要な配慮と啓発の提供を求めた。(尾道市) 一般向けに、加地信幸氏の「共生社会に求められるアダプテッド・スポーツの重要性」について、奥田友知志氏の「いのちに意味がある」ホームレス支援から見えたものを講演頂き、福祉支援者向けにグループワークなど2日間にわたり差別や虐待のない共生社会作りを考えた。(広島県)	○
3	広島難病団体連絡協議会	障害を理由とする差別の解消に向けた広島市シンポジウム 歩道、横断歩道、駅の構内など点字ブロックが設置してあるさまざまな場所における転倒防止策の要望活動	シンポジストとして参加。知的発達障害のある人の合理的配慮について話し、学齢期からの教育(理解学習)の大切さを伝えた。(広島市) 車いすや手押し車、また足そのものが点字ブロックに引っかかって、転倒が起きる。横断歩道の渡りはじめ、渡り終わりのところで転倒して危険だった。とか、ホームの点字ブロックで転倒して線路に落ちそうになったなどの事例も多数報告。点字ブロックが、目の不自由な方にとって大切なものというこはよく理解している。点字ブロックを無くしてほしいという要望ではなく、車椅子や歩行器ユーザーにも配慮した点字ブロックの設置、また設置方法(車椅子や歩行器が通行できるスペースを確保しながら点字ブロックを設置するなど)の配慮をお願いしたい旨、県や市に要望した。	○
4	高次脳機能障害サポートネットひろしま	相談会等の実施	障害を理解されないことが差別の原因になっていることから、障害に対する理解を広めることが対策となるため、相談を受けたり、講演等の機会があれば話をしたりしている。	
5	広島県特別支援学校長会	手話研修の実施	定期的な手話研修を実施。	
		手話通訳者の派遣	手話通訳者の派遣要請。	
		研修の実施	職員を対象とし、障害者差別解消に関する研修を実施した。	
6	広島県民生委員児童委員協議会	研修の実施	スクールのバスの運行を行っている会社に対し、障害者理解を促すための研修を実施。	○
7	広島県身体障害者施設協議会	研修等取組	民生委員児童委員を対象に、各市町で研修会を実施 団体全体としては行っておりません。各所属施設ごとで行っています。	

協議会構成団体における障害者差別の解消に向けた取組状況について

所 属	項 目	取 組 内 容	別添資料
広島県商工会連合会	HP掲載による周知	障害者雇用の拡大やひろしまアピリンピック(広島県障害者技能大会)参加選手募集等についての周知	
広島県宅地建物取引業協会	情報提供	当会が参画する「広島県居住支援協議会」、「広島市居住支援協議会」が実施する研修会、セミナーネット住宅等の周知活動	○
広島弁護士会	情報提供	啓発ポスターの紹介・JR九州における無人駅訴訟の状況等	
広島法務局人権擁護部	障害者スポーツ人権教室の実施	広島県障害者スポーツ協会と連携し、体験型の障害者スポーツ人権教室を実施した(県内6回)。	
	人権相談の実施	令和3年相談件数4,542件の内、障害者対象相談17件(令和4年事件は集計中)	
	人権侵犯事件処理	令和3年中人権侵犯事件106件の内、障害者対象事件5件(令和4年事件は集計中)	
	研修の実施	職員及び人権擁護委員を対象とした研修の中で、障害者差別をテーマとした講義を行った。	
広島県教育委員会	データの提供	視覚障害のある職員の給与支給明細書の読み上げ用データの提供	
	特別措置の事例共有	広島県公立高等学校及び広島県立併設型中学校へ入学選抜事務処理要領で事例を紹介。	
	研修の実施	学校の要請により、教職員を対象とし、合理的配慮に関する研修を所属する学校で実施。	
	研修の実施	特別支援教育を担当する教員等(特別支援学校の専任の教育相談主任、高等学校特別支援教育コーディネーター)及び、各市町教育委員会特別支援教育担当指導主事を対象とした研修において、障害者差別解消に関する内容を説明し、周知を図った。	
広島県商工労働局雇用労働政策課	啓発リーフレット配布	啓発リーフレット「障害者の雇用をすすめますよう」で「障害者雇用の流れ」を周知	
広島県警察本部	合理的配慮の周知	「ヘルプマーク」についての教養資料を庁内LANにより周知	
	手話講習の実施	職員に対する手話講習を実施。手話講習修了者の能力維持向上を目的として手話のブラッシュアップ講習も実施	
	窓口対応	聴覚障害者の方の要望等を円滑に把握できるよう「コミュニケーションボード」を作成	

令和4年度第2回理事会を開催

9月2日(木)に広島県聴覚障害者センターにおいて、今年度第2回定例理事会が、理事12人、監事2人及び今年度の福祉大会の開催地である福山市身体障害者団体連合会の菅原理事長と根本事務局長が出席して開催されました。

【議事】

第1号議案 第60回(令和4年度)広島県身体障害者福祉大会の開催について

10月27日(木)に「福山市神辺文化会館」で開催されるこの大会の新型コロナウイルス感染症への対応について、新規感染者は高止まりの傾向にあるが、行動制限を伴う緊急事態宣言等を適用する動きは見られないことから、感染防止対策を徹底しつつ、対面開催を前提に準備を進めること。10月1日時点で感染状況を確認し、必要があれば規模の見直しを行うこと。感染拡大が危機的な状況となり緊急事態宣言等が不可避と思料される場合、開催の可否・開催方法等は会長判断により決することとされました。

大会の次第について、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、国歌斉唱はCDの演奏のみ、閉会行事の万歳三唱は一本締めになりました。

その他の開催要綱(案)、大会機構(案)、大会スローガン(案)、提出議案(案)、大会宣言(案)、大会決議(案)、会長表彰受賞者・感謝状贈呈者(案)、大会予算(案)は、審議の結果、原案どおり可決承認されました。

第2号議案 第61回(令和5年度)広島県身体障害者福祉大会の開催地について

来年度の広島県身体障害者福祉大会は、東広島市で開催することが決定されました。日程、会場は今後決定します。

第3号議案 第23回中・四国ブロック身体障害者相談員研修会の新型コロナウイルス感染症への対応について

10月4日(火)に広島市南区のグランドプリンスホテル広島で開催するこの研修会について、県大会と同じく、感染防止対策を徹底しつつ、対面開催を前提に準備を進めること。緊急事態宣言等が適用された場合、受講者を入れず研修会の模様を録画しYouTube配信すること。また、感染拡大が危機的な状況となり緊急事態宣言等が不可避と思料される場合、開催の可否・開催方法等は会長判断により決することとされました。

(研修会の様子は、2頁に掲載しています。)

【報告事項】

第60回広島県身体障害者福祉大会の参加人数、会場及び交通アクセスについて、報告されました。

また、中・四国ブロック身体障害者団体連絡協議会の開催結果と、日身連より身体障害者相談員の調査が行われることが報告されました。



第743号

一般社団法人  
広島県身体障害者団体連合会  
〒732-0816  
広島市南区比治山本町12-2  
広島県社会福祉会館内  
TEL 082-254-2505  
FAX 082-254-0202  
E-mail:hiroshinshou2505@  
au.wakwak.com  
[http://park2.wakwak.com/  
~hiroshinshou2505/](http://park2.wakwak.com/~hiroshinshou2505/)

発行人 村井 憲 治  
編集人 岩崎 和 浩  
年間購読料 賛助会員 1,000円  
会 員 500円  
郵便振替 1300-3-7451



**赤い羽根共同募金**  
赤い羽根共同募金が10月1日から全国二斉に始まっています。皆様から寄せられた募金は、全国各地の社会福祉事業などに活用されます。  
募金運動期間は令和5年3月31日まで。  
※この機関紙は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。

## 身体障害者相談員研修会を開催

今年度の広島県身体障害者相談員研修会を、8月26日(金)に広島県健康福祉センター大研修室において開催しました。昨年度はコロナ禍で中止され、2年ぶりの開催となりました。広島県の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が、8千人を超えるなど厳しい状況でしたが、徹底した感染防止対策の下、89人の方が参加されました。

研修会では、まず行政説明として広島県障害者支援課の越智誠輝主査から「障害者施策の動向について」と題して、令和4年度の広島県の障害者支援施策について説明をしていただきました。相談員にとって新たな知識や情報を得る機会となりました。

続いて、日本選択理論心理学会認定選択理論心理士の貴田裕子氏から「相談支援のあり方～幸せを育む素敵な人間関係～」と題して講演していただきました。

人は5つの欲求から願望を描き、願望を手に入れるために行動する「選択理論」という考え方を基に、人間関係を築く7つの習慣と人間関係を壊す習慣についてお話されました。特に、「人は変えられないが自分是可以変えることができる」という講師の言葉には感銘を受けた方も多かったようです。講演時間の関係で理論はさわりでしたが、実例を交えた説明で大変参考になる内容でした。



## 第23回中・四国ブロック身体障害者相談員研修会を開催



(日身連 阿部会長)

10月4日(火)に広島市南区のグランドプリンスホテル広島において、第23回中・四国ブロック身体障害者相談員研修会を開催しました。令和元年の岡山以来、3年振りの開催となりました。未だ新型コロナウイルス感染症は収束していませんが、徹底した感染予防対策の下、中・四国各県から142名が参加しました。

(社福)日本身体障害者団体連合会 阿部一彦会長、中・四国身体障害者相談員連絡協議会 山根裕会長の開会挨拶に続き、パラアスリートの白砂匠庸氏の講演と、三次市身体障害者協会の森信志津夫副会長による取組事例の発表が行われました。



(白砂匠庸氏)

白砂氏は北広島町出身で、あいおいニッセイ同和損保所属。昨年の2020東京パラリンピックの陸上競技 F46 クラスやり投げに出場し、6位入賞されました。

「挑戦!自分の障害を力に!」と題した講演では、2才で左手関節を離断した障害のこと、パラ陸上との出会い、練習会場や指導者確保の困難、東京パラリンピック出場までの経緯などについて語りました。パラ陸上と出会い選手と交流することを通じて、義手で障害を隠すのではなく自分のありのままの姿を見せるようになったことや、急速にレベルアップするパラ陸上において世界の選手に追いつき追い越すための飽くなき努力とチャレンジといったお話は、極めてポジティブで印象深いものでした。神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会やパリ2024パラリンピックにおける白砂氏のご活躍を祈念いたします。



(三次市 森信副会長)

三次市身体障害者協会による「コミック『ヤンキー君と白杖ガール』学校寄贈の取組から出前授業へ」と題した取組事例発表では、テレビドラマ化された広島出身の漫画家によるコミックを学校に寄贈しようと企画したことをきっかけに、三次市社会福祉協議会と連携した三次市教育委員会への出前授業の要請や、市内全小中学校への戸別訪問を行ったこと。その結果5校から出前授業の依頼があり、多くの児童生徒や先生方から感想やお礼の言葉を贈られ、地域で暮らす障害者の困りごとや必要な支援への理解が深まったことが報告されました。社会福祉協議会や教育委員会との組織的な連携構築は、他県からも高く評価されました。

日身連 阿部会長による全体総括では、白砂氏の講演は、障害者は条件が整えば様々なことが可能で、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画や心のバリアフリーの必要性を圧倒的なパフォーマンスを以って示されたこと。三次市身体障害者協会の取組は、次代を担う子供達へ働きかけるもので、私たち自身が回りに声を上げていくことの大切さを示したこと。全体を通じて素晴らしい研修内容であり、相談員活動の実践のヒントになるものとの評価をいただきました。

最後に、来年度開催地の(公財)愛媛県身体障害者連合会 河内修二会長の挨拶、当連合会 村井憲治会長の閉会挨拶をもって研修会は終了しました。

なお、研修会開催に当たっては、**広島バス株式会社様には、会場に発着する路線バスを車椅子が乗車できる低床バスに変更するご配慮をいただきました。また、グランドプリンスホテル広島スタッフの方々には、発表者の支援をはじめ、きめ細かい配慮をいただきました。紙面を借りてお礼申し上げます。**



### 国連・障害者権利委員会が日本に勧告 (JDF 報告会レポート) ○○○○○○

障害者権利条約に基づく国連の第27会期障害者権利委員会による日本の審査が8月22日・23日にジュネーブで行われ、総括所見(勧告)が9月9日に出されました。それを受けて9月20日にJDF(日本障害フォーラム、代表 日身連会長 阿部一彦)による報告会がWEB開催されました。

障害者権利委員会とは国連の機関であり、障害者権利条約締約国の条約遵守状況について審査し、総括所見(勧告)を公表します。今回は初めての対日審査であり、JDF(日本障害フォーラム)をはじめ関係団体がレポートを提出し、対日審査を傍聴、委員へのロビー活動を行いました。

報告会では、まず、ヨナス・ラスカス氏(障害者権利委員会副委員長)の講演がありました。総括所見をまとめるプロセスとして、国と委員会だけがやり取りするのではなく、障害当事者側のレポートなど建設的対話を経て作成されたこと。総括所見理解の前提として、障害の捉え方には社会モデルと権利モデルの違いがあり、権利条約は両者を内包し互いに補完していること。

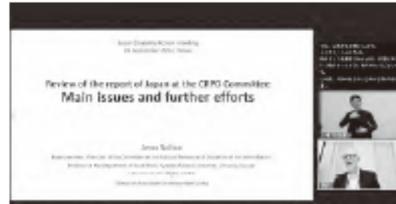
総括所見で指摘した大きな課題が2つあり、①人権である自立して地域に暮らすことについて、無期限の施設入所に対し脱施設化を進め自立生活を促す政策の推進、精神障害者の非自発的入院制度の廃止、障害児の家庭生活の権利を保障する必要があること。②インクルーシブ教育について、障害児を分離する特別支援教育を廃止し、例外なく一般校・通常学級へのアクセスを確保する必要があること。

終わりに総括所見実現に向けた市民社会に対するアドバイスを示し、「私たちのことを私たち抜きで決め

ないで (Nothing about us without us)」の言葉で講演を締めくくりました。

後半ではジュネーブで活動したメンバーの田中伸明氏から全体報告で、総括所見を足掛かりに政府に働きかけること。中西久美子氏から手話言語に係るロビー活動の内容。藤原久美子氏から障害のある女性と優生保護法関係について、障害のある女性の実態把握のための調査と実効性のある施策の必要性、性的被害の防止とプロダクティブ・ヘルス / ライツのため包括的性教育の充実、強制不妊手術の禁止等を訴えて、総括所見に反映されたこと。崔榮繁氏から成年後見制度の廃止とそれに代わる意思決定支援のしくみの構築や、脱施設が求められていることに対する日本政府の回答について。桐原尚之氏から精神科病院の非自発的入院について。尾上浩二氏から教育と国内人権機関の設立について、それぞれ報告がありました。

今後の障害者施策へ大きな影響を与えられと考えられることから、身障通信でも引き続き注視していきます。



### スマホ学習会の報告

庄原市身体障害者連合会事務局 山脇知子

9月9日(金)に、庄原市保健福祉センターにおいて、広島県障害者 IT サポートセンターによる「デジタル活用ワークショップ」を受講しました。

今回は、スマホの LINE アプリに特化した学習を行いました。プロフィール編集の仕方や友だち追加の方法など、LINE の基本をゆっくりと学んだ後、9名の参加者で実際につながって、文字や絵文字、スタンプ、声のメッセージなどを送り合ったり、グループを作ってやりとりしてみたりしました。スマホ初心者の方が2名、LINE を初めて体験される方も2名おられましたが、講師の方の丁寧なご指導で皆一通りやり取りを楽しむことができました。「こりゃあええ暇つぶしになるなあ。」「いろいろ教えてもらい助かった。」「定期的な講習をしてもらいたい。」などの感想がありました。

この学習会をきっかけに、役員を中心に15名の庄原身障 LINE グループができました。イベントの案内や情報共有、行事後のアルバム掲載などに活用させていただいています。「LINE が使えるようになってきたよ。」という声がかかれ、うれしく思っています。少しずつ輪を広げていけたら良いなと思っています。



この学習会にかかわって頂いた皆様、本当にありがとうございました。

### 広島県身体障害者更生相談所判定会の変更

種別	年月日	変更事由	変更前	変更後
肢体障害	令和4年12月5日(月)	受付時間	13:00～	14:00～
		判定開始時間	14:00～	15:00～
聴覚障害 「当所判定会」	令和4年12月2日(金) 令和5年3月3日(金)	会場	広島県立身体障害者更生相談所 (東広島市西条町田口295-3 県リハ6階)	スポーツ交流センター おりづる2階 (東広島市西条町田口295-3)

## 「あいサポート・ふれあいコンサート in ひがしひろしま」が開催

9月11日(日)東広島芸術文化ホール「くらら」において「あいサポートふれあいコンサート in ひがしひろしま」が開催されました。このコンサートは、障害のある方の舞台芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に、広島県が主催し、東広島市などが後援、県身連も参画しています。

コロナ禍で3年ぶりの開催となりましたが、県内で活動している4つの障害者グループの27人がダンスや歌など日ごろの練習の成果を発表しました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、出演者は例年の半分でしたが、皆レベルが高く、観客から大きな拍手が送られました。



## 「エンジョイ音楽祭」が開催

福山市視覚障害者福祉協会 副会長 加藤尚志

10月2日(日)福山市視覚障害者地域活動支援センター、福山市視覚障害者福祉協会、福山市身体障害者団体連合会の共催で、「エンジョイ音楽祭」が福山市神辺文化会館で開催されました。参加者は、団体6個人2飛び入り1と、こじんまりとしたものですが、素晴らしい演奏に盛り上がり楽しい時を過ごしました。この度は、視覚に障害がある人が主に演奏しています。私は楽器ができないので、最後まで聞かせていただきました。これから感想を書かせてもらいます。

ライオンバンド ギターとバイオリンという不思議な音色でしたが、音が美しいと皆さん大喜びでした。

岡田恵美子さんとフルートアンサンブル「夢の国」6人のアンサンブルで岡田さんだけが視覚障害ですが、楽譜をすべて暗記しており、モーツアルトの曲を、20分位かかるものを、最後まで間違いなく吹いていました。大変な努力だと思います。

飛び入りで堤友彦さん テレビでも有名な人ですが、突然現れて、トモヒコブギを熱演して、大きな拍手がおこり激しく盛り上がりました。

クラシックピアノ 安藤美和子さん クラシックは解りにくいと思い、選曲にも気を配ったようで、ショパンのノクターン8番、ポロネーズ6番、英雄ポロネーズを演奏されました。優しく力強い迫力ある演奏が終わると、大きく長い拍手がいつまでも続いていました。素晴らしい演奏に感動しました。

真鍋さんとハッピーマウンテンズ ハーモニカのクラブです。最後の曲目として演奏された「この広い野原」では、心洗われるコーラスと岡田さんによる手話で、歌詞の情報が発信されていました。とても美しく仕上がっており、みんなで楽しもうという気持ちが受け取られました。

森健太さんと830 チルドレン エレキギターの5人組バンドです。ボーカルの森健太さんは、高音部が伸びるととてもいい声で、曲目はいつかふたりできたやますぎ 少年時代 全6曲でした。気持ちよく聞こえました。森健太さんは私と同じ視覚障害ですが、11月に行うNHKのど自慢に出場が決まっているそうです。みんなで応援しましょう。

根本さんの鼻笛もとてもきれいな音色でした。皆さんとてもよく練習されていました。これで感想終わりです。だいたい大きなイベントは、広島でおこなわれますが、県東部にも音楽愛好者がたくさんおり、その人たちにも活躍の場所を与えていただきますよう、県身連の皆様どうかご配慮いただきますよう、よろしく願いいたします。

投稿のお願い  
次回1月1日発行「広島身障通信」への投稿をお願いします。  
原稿の締切日は、12月9日です。





大家さん・不動産事業者向け

# 外国人入居者 受入れセミナー

参加費 **無料**  
会場定員 50名様

WEB同時開催

空室改善・早期入居の一手として、外国人入居者の受入れを考えてみませんか？  
受入れの成功事例、大家さんへのサポート例など、ヒントになる情報を発信します。

2023年 **1月22日(日)** 13:30~16:30  
広島県庁 自治会館 101会議室  
★Web同時開催（詳細は専面参照）

## 第1部

「外国人入居者受入れの現場を  
取材して見えた、課題と未来」

講師：吉松 ころこ（株式会社 Hello News）

2003年7月に、業界紙「週刊全国賃貸住宅新聞」に入社。  
営業デスク、編集デスク、取締役を経て、2014年11月に退職。  
12年間の記者生活では、全国の賃貸管理会社や個人オーナー、建設会社を取材して回った。  
2014年12月～2015年2月、バックひとつで、62日間の世界一周人旅に出発し、世界各地の  
高騰する不動産マーケットを見て回った。  
2015年4月、不動産業界向け通信社、株式会社Hello Newsを設立。  
不動産や建設の世界で生きる人々を取材している。



## 第2部

「外国人向け賃貸の取組と、事例について」

講師：熱田 健輔（株式会社 良和ハウス）

良和ハウスの、賃貸仲介部門の責任者を務める。  
「国際営業チーム」には、多数の外国人スタッフが在籍。7か国語対応で、外国人の方の入居をサポートしている。  
これまで1000人近くの外国人入居対応で培ったノウハウをもとに、県内の外国人賃貸の事例と、自社で行う大家さん向けのサポートについて紹介。



主催：広島県居住支援協議会  
お問い合わせ先：広島県土木建築局住宅課  
(広島県居住支援協議会事務局)

☎：082-513-4164  
受付時間：月～金 8:30～17:15  
Mail:dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp



# 『賃貸住宅の住環境向上セミナー』

参加費  
無料

2022年

10/2 (日)

受付 13:00～  
13:30開始～17:10終了

会場

広島国際会議場

地下2階 大会議室「ヒマワリ」

広島市中区中島町1番5号  
(平和記念公園内)



～プログラム～

オーナーならば押さえておきたい業界の最新動向と未来  
～信頼できる賃貸住宅管理業者の選び方～

公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 本部事務局 次長

飯島 繁樹 氏

第1部

賃貸住宅管理業務等の適正  
化に関する法律について

国土交通省中国地方整備局  
建政部 計画・建設産業課  
特定転貸事業適正化係長

藤川 誠治 氏

広島県居住支援協議会に  
ついて

広島県土木建築局 住宅課 主査

益永 英治 氏

民生委員・児童委員の  
活動について

広島市健康福祉局  
地域共生社会推進課 主事

藤瀬 智美 氏

第2部

居住支援について

《講師》 (特非)住宅&相続支援びんごNPOセンター

高橋 大蔵 氏

第3部

広島の最新、家賃相場と設備相場

《講師》 プリンシプル住まい総研 所長

上野 典行 氏

WEBで同時中継します。  
ご自宅等でも傍聴が可能です。

■ ZOOM : ID :

■ 主催 : 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会 中国ブロック 広島県支部

■ 共催 : 広島県居住支援協議会

■ 後援 : 国土交通省/広島県/広島市/廿日市市/呉市/東広島市/中国新聞社  
(公社) 全日本不動産協会 広島県本部/ (公社) 広島県宅地建物取引業協会

■ 協賛 : (株)朝日リビング広島支社/ 上野典行 (プリンシプル住まい総研)  
(株)セイルポート/ NTTビジネスソリューションズ株式会社/ 全保連(株)  
株式会社ちゅピCOM/ 日本賃貸保証(株) / 広島ガス株式会社

賃貸住宅所有者のみなさまへ

## 令和4年4月1日から 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の 広島市への登録手数料が無料となりました。

### 🏠 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度とは

この制度は、面積や構造等の一定の基準を満たす賃貸住宅を、高齢者、低額所得者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録するものです。

広島市内にある一定の基準を満たす賃貸住宅について、賃貸人の方はセーフティネット住宅として広島市に登録することができます。

### 🏠 主な登録基準等

- ・住戸の床面積が原則25㎡以上であること（共同居住型住宅については別途定める基準）
- ・耐震性を有すること
- ・台所、便所、収納、洗面、浴室等を備えていること
- ・家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- ・入居を拒まない住宅確保要配慮者の範囲 等

### 🏠 登録手続きについて

- ① 登録申請書は「セーフティネット住宅情報提供システム」※からログインし、必要事項を入力して作成してください。
- ② 間取り図などの必要な添付書類を用意してください。
- ③ 申請書及び添付書類を「セーフティネット住宅情報提供システム」により、電子データで提出してください。

※ セーフティネット住宅情報提供システム（住宅登録事業者の方へ）ホームページ  
<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/apply.php>

### 🏠 住宅セーフティネット制度に関する情報

国土交通省ホームページ

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000055.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000055.html)

#### 【お問合せ先】

広島市都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話：082-504-2292 E-mail：jutaku@city.hiroshima.lg.jp

特別支援学校スクールバス添乗員研修会

---

---

## 本日の流れ

- ① 障害とは 支援とは
- ② 問題行動が発生したら
- ③ 最後に

- 
- ① 障害とは 支援とは

障害を経験したことはありますか？

## ICIDHからICFへ —WHO(世界保健機関)の障害分類—

- 1980年に定められたICIDHでは  
機能障害→能力障害→社会的不利の一方通行の流れ。  
社会的な環境や物理的な環境の役割を反映していなかった。
- 2001年に公表されたICFでは  
生活機能と障害は、心身機能と構造、個人レベルの活動、社会への参加の次元を表す包括的用語として用いられる。  
障害は健康状態と背景因子との相互作用ないしは複雑な関係を考える。

参考：坂井聡（平成30年）：『自閉症のある人の気質に応じた授業づくり』

---

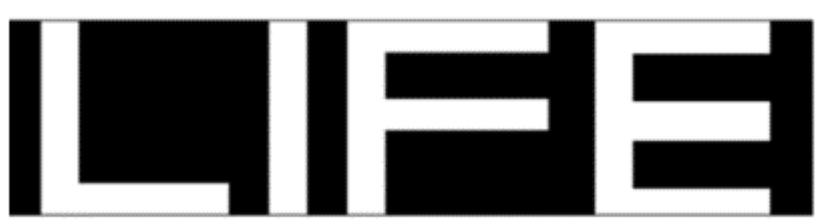
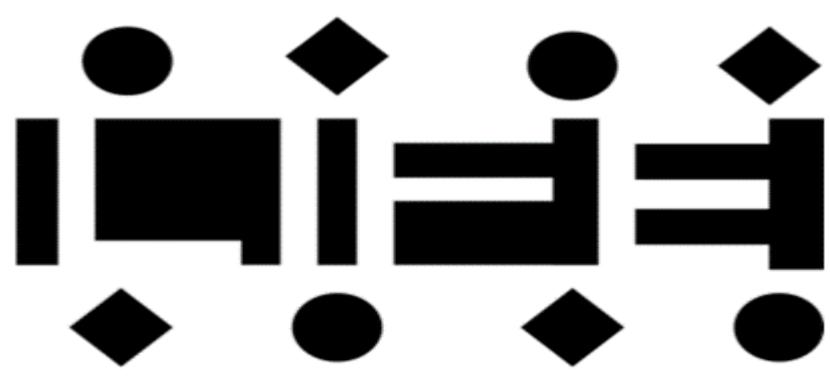
## 活動の制限や参加の制限を障害と捉える ようになってきています

参考：坂井聡（平成30年）：『自閉症のある人の気質に応じた授業づくり』



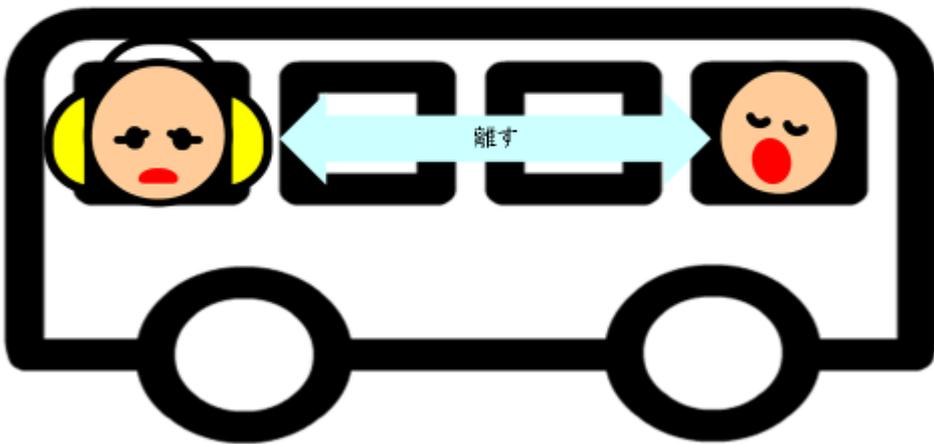
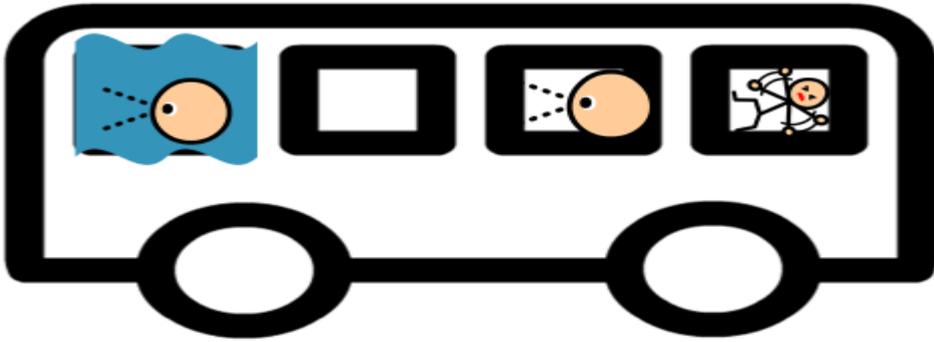
---

みなさん、立ってください。  
つぎの字が読めたら座ってください。





前面をシンプルに



---

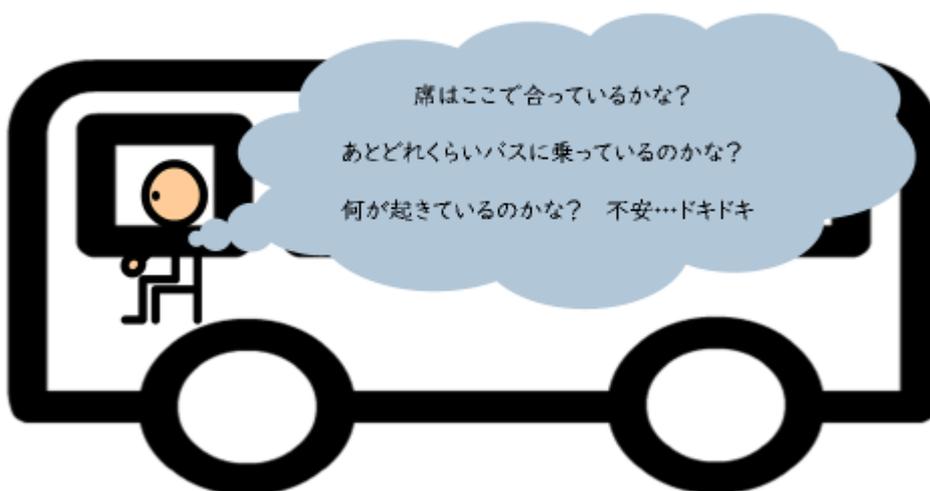
・未然に他害を防ぐため、静かで落ち着いた集団（環境）を作りましょう。音や声の飛び交う、ざわざわした環境では他害の発生リスクが増します。

・介助者の声かけや介助者間での打ち合わせも極力減らしましょう。

参考：コロロ発達療育センター（2015年）「発達プログラムNO.138」

---

隣の人に、今朝何を食べたか伝えてみよう。  
ただし、使っていい語は  
「ピー」「ピカー」「ピカチュウ」  
のみとします。

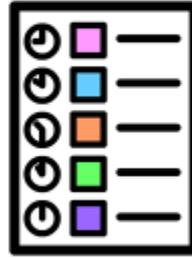




伝えたいことを、  
絵や文字で表して  
伝える。



アイコンタクトや  
表情、指差し等で  
伝える。



先の予定を目で  
見てわかるように  
する。

絵に描いてみよう

3つ

ほうき

食べる

走らない

きれいに

しっかり

6年生らしく

## 具体的でないことばだと

- ・イメージが浮かばない(困る)
- ・言われたことばは1つでも、受け手のイメージはばらばら
- ・何をかいていいか迷う

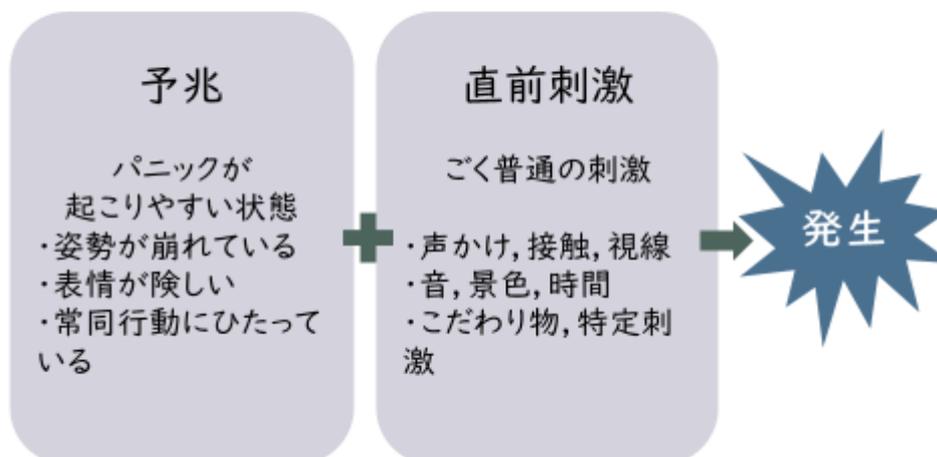
具体的でない指示だと  
子どもが迷う・困る

## 具体的なことばほど

- ・絵にかきやすい
- ・みんなが同じものをかいている
- ・何をかくか迷わない

はっきりとした  
共通のイメージがある

## 問題行動が起こるメカニズム

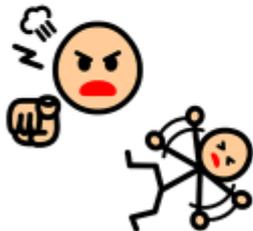


参考: ココロ発達療育センター(2015年)「発達プログラムNO.138」

## ② 問題行動が発生したら



「やめなさい」と叱ったり無理にその手を押さえたりする



不意に声かけをしたり接触したりすると、パニックを引き起こす可能性が高くなります。本人の自傷行為等に直接働きかけるのではなく、さり気なく別の課題に切り替えることが有効です。

参考:コロロ発達療育センター(2015年)「発達プログラムNO.138」



本人が「止められた」と気づかないように止める



その場の環境をガラッと変えましょう。本人の好きなことなど、応じやすく、わかりやすく、取り組みやすい目的行動を促しましょう。

参考:コロロ発達療育センター(2015年)「発達プログラムNO.138」

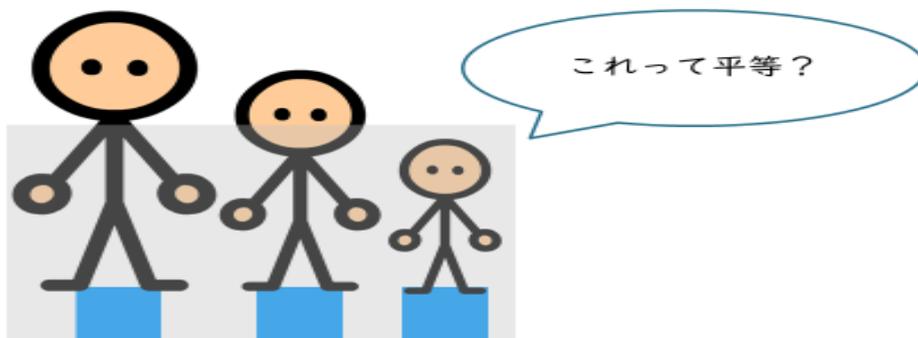
### ③ 最後に

#### 合理的配慮とは



参考：坂井聡（平成28年）：『児童生徒を中心に、「人」「学び」「社会」とつなげる授業とは』

#### 合理的配慮とは



## 合理的配慮とは



参考：坂井聡（平成28年）：『児童生徒を中心に、「人」「学び」「社会」とつなげる授業とは』

ご清聴ありがとうございました



協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について									
所属	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容		
				性別	障害種別				
1 広島県身体障害者団体連 合会	電話	その他 (当連合会)	交通機関	全般	肢体不自由	広島駅～研修会場(グランドプリンスホテル広島)までの公共交通手段の確保	広島バス(株)より、路線バスに低床バスを配車していただいた。		
	その他	—	ホテル・旅館	男性	視覚障害	照度が不足し視覚障害者の事例発表に支障	気付いたホテル職員が、発表の間、適切な高さに手元灯を保持。		
	面談	関係者	行政機関	全般	知的障害	福祉会館の設備で多目的ホールのステージ昇降機の故障・修理とステージ袖の手すりの設置を申し入れる。	市社協に申し出たが市の施設のため回答は難しいことから、市役所福祉課に申し入れる。手すりの設置は可能、ステージの修理は時間が必要との回答。		
	面談	家族	公共施設	男性	肢体不自由	プールに入る時、男性の更衣室に母が入れないので、更衣できる場所をお願いした。	静養室を提供してもらい、助かった。		
	その他	本人	学校・教育施設	男性	聴覚障害	会議の会話が聞き取れない。	手話通訳を行ったり、筆談を行ったり、文字変換機能のアプリを活用したりしている。		
2 広島県特別支援学校長会	その他	その他	学校・教育施設	全般	聴覚障害	学校行事、校内の研修会・講演会等における情報保障	学校行事(入学式・卒業証書授与式・文化祭等)では職員による手話や字幕投影の実施。		
	面談	家族	学校・教育施設	男性	肢体不自由	両手に麻痺があつて筆記用具を持って書字することが難しい。	タブレット端末やPCを使って入力することにより、文書作成をした。		
	面談	家族	学校・教育施設	男性	知的障害	環境の変化等で気持ち不安定になることがある。	教室内の不要な刺激を減らして、環境を整える。		
	面談	本人	学校・教育施設	男性	難病	電動車いすを使用するため特殊な机が必要。	作業しやすい机を設置した。		
	その他	関係者	公共施設	全般	聴覚障害	会議、大会等での話を聞くことができない。	手話や要約筆記の提供をした。		
3 広島県社会福祉協議会	その他	本人	職場	男性	精神障害	職場の電話対応が難しい。	周囲の職員が代わりに電話対応し、本人に負担をかけないようにした。		

協議会構成団体における障害者差別解消法に基づく合理的配慮等の提供事例について									
所属	相談方法	相談者	場所	障害当事者		相談内容	対応内容		
				性別	障害種別				
4	広島県身体障害者施設協議会	面談	関係者	福祉施設・事業所	男性	肢体不自由	加齢により転倒のリスクが増えてきた。転倒時受け身が取れないため、骨折の危険性が高い。	転倒の危険性がある利用者の大腿骨骨折予防のため、ズボンの大腿部外側にクッションを取り付けた。邪魔な時は本人でも外せるようにスナックボタンを使用した。	
5	広島県商工会連合会	その他	関係者	レストラン・飲食店	全般	肢体不自由	店内(ひろしま夢ぶらざ)の通路が狭い。商品が見えにくい。とりにくい。	車椅子が通りやすいように店内の通路幅を広くした。商品がとりやすい高さに商品棚を設計した。	
6	広島県教育委員会	その他	本人	学校・教育施設	全般	その他	視覚障害のため、文字が見えづらい。聴覚障害のため、声が聞こえづらい。注意欠陥多動性障害のため、別室での受検を希望する。	拡大検査用紙を使用した。拡大鏡の持込みを許可した。座席の位置を配慮した。補聴器の持込みを許可した。別室受検を許可した。検査時間の延長を許可した。など	
7	広島県警察本部	面談	本人	行政機関	全般	聴覚障害	運転免許更新に来庁したが、耳が聞こえないので案内をして欲しい。	手帳原本の提示に代えてミライDの提示により入館料を減免することとした。	
		電子メール	行政職員	学校・教育施設	全般	知的障害	ミライDの活用について	手帳原本の提示に代えてミライDの提示により入館料を減免することとした。	
		その他	学校・教育施設	全般	その他	合理的配慮の内容全般	関係課、市町教育委員会、県立特別支援学校から相談のあった合理的配慮の内容や入学選抜にかかる特別措置の内容などに対して、適宜助言を行っている。		
		面談	本人	行政機関	全般	肢体不自由	運転免許関係で来庁した際、足が不自由である旨を申し出た。	<ul style="list-style-type: none"> <li>車いすの貸出しや移動を補助</li> <li>身体障害者用駐車枠を分かりやすくするため、カラーコーンを設置するとともに、駐車枠に設置されていたシンボルマーク表示を頭上位置に移設</li> </ul>	
		面談	本人	行政機関	全般	聴覚障害	運転免許更新に来庁したが、耳が聞こえないので案内をして欲しい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話講習を受講していた警察職員が、一連の免許更新の手続について手話通訳を行った。</li> </ul>	
		その他	その他		全般	肢体不自由	交番の建替工事において、	<ul style="list-style-type: none"> <li>車椅子でも利用しやすいよう、受付カウンターの一部にローカウンターを設置</li> <li>出入口には、スロープ及び手すりを設置を行った。</li> </ul>	

## 参考資料 1

### 令和4年度広島県あいサポート運動企業・団体表彰について

#### 1 要旨・目的

平成23年10月から取り組んでいる「あいサポート運動」が、各地域において実践され、全県に広がるよう、他の模範となる先導的な福祉・地域活動を行っている「あいサポート運動企業・団体」を表彰する。

#### 2 現状・背景

障害の有無に関係なく、誰もが暮らしやすい共生社会を実現するには、企業・団体に対し障害への理解や合理的配慮の提供を呼びかけ、社会参加の障壁を取り除いていく必要がある。

#### 3 概要

##### (1) 実施主体

広島県

##### (2) 実施時期

###### ○ 表彰式の日程等

あいサポートアート展の入賞作品表彰式に併せて、知事表彰状を授与

- ・ 日時：令和4年11月1日（火） 13時～
- ・ 場所：広島県立美術館 地下1階講堂

##### (3) 実施内容

先導的な取組を行っている「あいサポート運動企業・団体」に対する表彰



#### 4 その他(関連情報等)

##### (1) 表彰企業・団体概要

企業・団体名	業務の概要	取組開始	取組内容
(かぶしきがいしゃ さやか) 株式会社 清・さやか  (広島市安佐北区あさひが丘3丁目18番6号)	ビルメンテナンス業	令和3年	○あいサポート運動に関する社内 外への積極的な周知活動  ○障害者職場実習の積極的な受け 入れと障害者雇用の促進  ○画像や動画、3Dモデル等を活用 した作業マニュアルなど、障害者 の就業環境の整備に向けた研究の 実施

##### (2) 「あいサポート企業・団体」認定数

807企業・団体（令和4年9月末現在）

## 参考資料 2

# 令和4年度あいサポートアート展の開催について

### 1 要旨・目的

障害のある方が芸術活動への参加を通じて、生活を豊かにするとともに、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として開催する。  
また、応募があった作品の中から特に優秀な作品を県知事賞等として表彰する。

### 2 現状・背景

障害のある方の中には、日頃から文化芸術活動に取り組んでいる方も多く、優れた感性や能力を持っていながら、その活動が広く県民に知られていない状況にある。このため、優れた芸術作品の発掘や、県内外への発信を通じて、誰もが等しく芸術文化を享受し、創造できる環境づくりを、より一層推進する必要がある。

### 3 概要

#### (1) 実施主体

主催：広島県 ※福山会場における開催は、福山市と共催

#### (2) 開催期間及び場所

##### ア 広島会場 【入場無料】

○ 期間：令和4年11月1日（火）～11月6日（日） 9：00～17：00

（ただし、11月4日（金）は19：00まで）

○ 場所：広島県立美術館 地下1階 県民ギャラリー

※オープニングセレモニー及び表彰式：11月1日（火）13：00から講堂で実施

##### イ 福山会場 【入場無料】

○ 期間：令和4年12月6日（火）～12月11日（日） 9：30～17：00

（ただし、12月6日（火）は11：00から、12月11日（日）は16：00まで）

○ 場所：ふくやま美術館 1階 ギャラリー・ホール

※オープニングセレモニー：12月6日（火）11：00からギャラリー・ホール前で実施

### (3) 実施内容

障害のある方で、広島県内に在住，通勤，通学，通所されている方（グループを含む。）の作品を募集し，美術館で展示するとともに，特に優秀な作品について表彰する。

#### ○ 展示作品

375点（絵画219点，版画4点，書道57点，陶芸12点，工芸26点，立体造形57点）

#### ○ 入賞作品

区分	氏名	作品名	ジャンル	写真番号
広島県知事賞	勢川 真健	平和公園の中の原爆ドーム	絵画	①
金賞	今田 浩基	涅槃	絵画	②
	小迫田 葉	おなかがすいた	絵画	③
銀賞	あんずの家	「おーいっ！！ここだよーっ！！」	絵画	④
	嶋 理恵	『9月の服』	絵画	⑤
	ゆうと(ペンネーム)	花	書道	⑥
銅賞	王 健人	たすき	版画	⑦
	特定非営利活動法人ひまわり洗車場	ありのままで(慈悲の心)	立体造形	⑧
	花盛 真人	矢絣	陶芸	⑨
	濱 満男	豆	書道	⑩
審査員特別賞	三次 靖浩	slippers	工芸	⑪

※上記の入賞以外の佳作作品：30点

### 4 関係行事(市町巡回展示)

より多くの県民が，障害のある方が創作された芸術作品を鑑賞できるよう，入賞作品等10点を県内13市町において巡回展示する。

### 5 その他(関連情報等)

#### (1) 県ホームページ

##### ○ 令和4年度開催案内

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/aiart/aiart04.html>

#### (2) YouTubeチャンネル

##### ○ 12人の創造者(あいサポートアート展)

<https://youtu.be/TJgkTVfJg5c>



～あいサポート企業・団体の優良事例の共有や情報交換を目的に発行しています～  
**あいサポート企業・団体通信**

季刊発行  
NO.9



あいサポーター人数:241,765 / あいサポート企業団体数:800 (令和4年4月現在)

令和4年春号  
広島県障害者支援課

**研修**



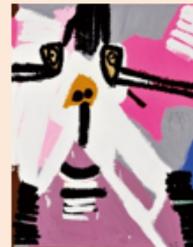
**職員研修(出前講座)の様子**  
 福山市の会館で行われた研修です。

**【無料】出前講座募集中**  
 あいサポート企業・団体を対象に実施している無償「出前講座」は、社内研修や接客など幅広くお役立ていただいております。ぜひ御活用ください。



**あいサポートアート作品**

→広島県ホームページあいサポート展10年の軌跡より



令和24年度 広島県知事賞



令和27年度 広島県知事賞



令和元年度 広島県知事賞

**「あいサポートアート展」**

→チラシ広告掲載募集中

広島県では、障害のある方が芸術活動への参加を通じて、生活習慣かにも多くを学ぶこと、県民の障害への理解と認識を深め、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的として、平成24年度から「あいサポートアート展」を開催しています。

毎年、多くの企業・団体様の御協力をいただきながら開催しており、応募作品数は約七百点、会期中は三千人余りの方にご来場いただいております。

「皆さまへは、令和4年度に開催する「あいサポートアート展」への御支援賜りたく、チラシへの広島掲載について御検討ください。また、お申し込みは、お願います。

- ・広島市の大きさ  
1枚 縦33cm X 横94cm
- ※お申し込みはあいサポートアート展事務局へ
- (〒750-0001 広島県広島市南区) までお願います。

**※詳細は、別途通知をご覧ください。**



内閣府ホームページのQRコードです。



**法律が施行されました**  
 令和4年5月25日公布・施行  
 通称「障害者情報アクセスビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。  
 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の詳細は内閣府ホームページをご覧ください。

**やってみよう!**

**令和4年度 あいサポート研修開催案内**

日程：令和4年8月24日(水) 13時30分～17時00分  
 会場：サテライトキャンパスひろしま(広島市中区大手町1丁目5-13)  
 対象：広島県民(県内にお住まいまたは通勤の方)  
 費用：無料  
 講演：視覚障害・発達障害(予定)  
 申込：申込方法は開催日前月に県ホームページでお知らせします。



ヘルプマーク: 義足や人工関節を使用している方、内服薬や経路の方など、外見からは分からなくても障害などにより援助や配慮が必要な方が身に着けるマークです。



～あいサポート企業・団体の優良事例の共有や情報交換を目的に発行しています～

# あいサポート企業・団体通信

季刊発行  
NO.12

あいサポーター人数: 245, 715 / あいサポート企業団体数: 818 (令和4年12月現在)



令和4年度冬号  
広島県障害者支援課

○あいサポート企業・団体通信では、企業内の取り組み等を紹介いたします。ぜひ情報をお待ちします。

## ★広島県主催研修

各会場においては、感染予防対策等に留意し、参加者全員のご協力のもと全日程無事開催できました。

研修	開催日/会場名	
あいサポート研修	8/24(水)	9/28(水)
	広島会場 52名	三原会場 10名
あいサポート メッセージャー (講師)養成研修	9/14(水)	10/12(水)
	呉会場 13名	尾道会場 7名
就労支援 メッセージャー 養成研修	10/27(木)	11/10(木)
	東広島会場 15名	福山会場 16名
あいサポート メッセージャー ステップアップ研修	11/30(水)	12/14(水)
	広島会場 8名	福山会場 4名

※数字：会場・オンラインの合計参加者数です。

## 広島ガス様本社内 ふれあみ販売会 12月12日(月)

## ★トピックス



6月に続き、2回目の実施、  
となった広島ガス役職員様を、  
対象にしたふれあみ販売会&  
古布回収！

多くの皆様にご来場いただきました。



ひとつひとつ丁寧に作ら  
れたお菓子やパン、雑貨な  
どの事業所製品を見て、  
手に取っていただくこと  
ができました。

## ★20講座型の研修本格スタート



NEW

### 令和4年度あいサポート研修新規講師紹介

「発達障害」、「依存症」、「障害者就労・制度」、「現場における障害の理解と支援」



古郡コト彦氏、上笠園剛代氏、平井潤卓氏、森内啓介氏、佐古堂志千氏、大森寛和氏、  
中上誠典氏

ジェイファース 等

パローファ 福山

フレスタ

広島電販(株)

広島中央障害者  
センター



令和4年11月30日

広島会場(サテライトキャンパス)

河村講師

## ★ヘルプマーク・カード

外見からは障害があることがわからなくても、  
援助や配慮を必要としている人が使用するものです。



## 令和4年度

## ★新規認定企業団体紹介

### あいサポート企業・団体認定(12月時点)

掲載企業・団体 <敬称略>



- ・公益財団法人 広島市スポーツ協会
- ・広島県聴覚障害者センター
- ・社会福祉法人 共働福祉会
- ・広島ガス株式会社
- ・大竹市社会福祉協議会
- ・広島障害者職業・生活支援センター
- ・株式会社 NOV-cure サービス付き高齢者向け  
住宅ラ・ポーズ
- ・アクト中食株式会社
- ・生活協同組合ひろしま
- ・広島子ども食堂支援センター
- ・自立訓練(生活訓練)事業所 LARGO
- ・らくらくえんぱにぱに食堂・こいこい食堂
- ・おきらく子ども食堂・楽だ食堂
- ・船越-子ども食堂「いわたきっ子」

※出勤講座について、研修時間や内容等ご相談ください。

## ★「認定証」再発行できます

### 認定証再発行について

認定証の紛失や経年劣化による色あせ等、  
の際には再発行も可能ですので、お気軽  
に下記までご連絡ください。

電話 082(513)3165★FAX 082(223)3611

{ HYPERLINK "mailto:メール" }

その他の参考資料及び情報提供事項一覧  
・各市町地域協議会委員名簿

【情報提供】2022 ひろしまヒューマンフェスタ

12/4(日)～12/10(土)は人権週間です。

「気づき」から「きずな」へ！  
多様性を大切にしよう広島に

# ヒューマンフェスタ

## 2022ひろしま

日時 令和4年 12月3日(土) 10:30～15:40 & WEB配信  
会場 広島市総合福祉センター

ナビゲーター  
大窪シゲキさん  
(広島FM「93ラジオ」パーソナリティー)

ナビゲーター  
井手上 漢さん  
(モデル・タレント)  
Photo: EISUKE

カーブ、サンフレッチェ広島の選手・OBによるトークショー

山内 泰幸さん  
スマイリーキクチさん  
特別出演

今年フェスタはハイブリッド！リアル&WEB配信

人権を知らう！考えよう！！

入場・参加 無料！！

人権クイズに挑戦！  
特設サイトからご参加ください  
人権クイズ(アンケート)に参加された方の中から抽選で20名様にクオカード(500円)をプレゼントします。  
みんなの人権100問クイズ  
0570-003-110



令和4年度広島県障害者自立支援協議会 障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿

No	所 属	氏 名
1	広島大学名誉教授	横藤田 誠
2	広島県身体障害者団体連合会 会長	村井 憲治
3	広島県手をつなぐ育成会 会長	金子 麻由美
4	広島県精神保健福祉家族会連合会	岡本 英登
5	広島県視覚障害者団体連合会 会長	橘高 則行
6	広島難病団体連絡協議会 副会長	河中 郁典
7	広島自閉症協会 副理事長	増谷 聡子
8	高次脳機能障害サポートネットひろしま 副理事長	野上 留美
9	広島聴覚障害者協会 代表理事	蔵本 則彦
10	広島県特別支援学校長会 会長	三浦 直宏
11	広島県特別支援学校PTA協議会 会長	高木 智子
12	広島県社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	小池 英樹
13	広島県民生委員児童委員協議会 副会長	古江 由紀枝
14	広島県身体障害者施設協議会 副会長	小谷 貴弘
15	広島県知的障害者福祉協会 副会長	井上 一成
16	広島障害者職業センター 所長	吉岡 治
17	広島県医師会 常任理事	橋本 成史
18	広島県歯科医師会 理事	新谷 宏規
19	広島県看護協会 副会長	松田 尚美
20	広島県精神科病院協会 議長	長尾 正嗣
21	広島県商工会議所連合会 事務局長	伊木 剛二
22	広島県商工会連合会 専務理事	長谷川 信男
23	広島県経営者協会 専務理事	中野 博之
24	広島県生活衛生営業指導センター 専務理事	荒川 勇
25	広島県宅地建物取引業協会 専務理事	谷峰 隆宏
26	全日本不動産協会広島県本部 本部長	伊折 一夫
27	広島県バス協会 専務理事	赤木 康秀
28	広島弁護士会 弁護士	菊永 将浩
29	広島司法書士会 会員	石樵 美子
30	広島法務局 人権擁護部 第二課長	本田 由佳
31	広島労働局 職業安定部 職業対策課長	永谷 博之
32	中国運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課長	大谷 裕史
33	広島県 環境県民局 消費生活課長	佐伯 美香
34	広島県 健康福祉局 疾病対策課長	勝田 徹
35	広島県 健康福祉局 障害者支援課長	西丸 幸治
36	広島県 商工労働局 雇用労働政策課長	長谷川 達也
37	広島県 教育委員会管理部 総務課長	杉本 真一
38	広島県 教育委員会学びの革新推進部 特別支援教育課長	玉木 昌裕
39	広島県 警察本部警務部 警務課長	山田 博實